基本計画書

	- -	基		7	<u></u>	Ī	 	画					
事	項			記		入		欄	備	考			
計	画 の 区 分 久留米大学の収容定員に係る学則を変更 リ ガ ナ ガッコウホウジン クルメダイガク												
フ 設	リ ガ ナ 置 者												
フ	リ ガ ナ	The state of the s											
大				(Kurume		sity)							
大	学本部の位置			米市旭町6 ※学校教育		づき総合的 車門	幼粉苔及び研 る	だた行うことを目的と					
大	教育基本法及び学校教育法に基づき総合的専門的教育及び研究を行うことを目的と 大学の目的し、学識深く、教養の高い人材を育成し、併せて学術の進展並びに社会文化の向上に 寄与することを使命とする。												
新	設学部等の目的							でヒューマニズムに富む 進する人材を育成する。					
	新設学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学定 員	収容 定員	学位又 は称号	開設時期及 び開設年次	所 在 地					
	文学部	年	人	年次 人	人		年 月第 年次						
	心理学科	4	87	1	350	学士(心理 学)	2002年4月 第1年次	福岡県久留米市御井町 1635番地					
	情報社会学科	4	54	1	218	学士(社会 学)	2002年4月 第1年次	福岡県久留米市御井町 1635番地					
	国際文化学科	4	106	2	428	学士 (文学)	1992年4月 第1年次	福岡県久留米市御井町 1635番地					
	社会福祉学科	4	52	1	210	学士(社会福 祉学)	2000年4月 第1年次	福岡県久留米市御井町 1635番地					
新設学部	人間健康学部 総合こども学科	4	50	-	200	学士(教育学)	2017年4月 第1年次	福岡県久留米市御井町 1635番地					
等の概	スポーツ医科学科	4	70	-	280	学士 (スポー ツ医科学)	2017年4月 第1年次	福岡県久留米市御井町 1635番地					
要	法学部 法律学科	4	224	4	904	学士 (法学)	1987年4月 第1年次	福岡県久留米市御井町 1635番地					
	国際政治学科	4	70	-	280	学士 (法学)	1994年4月 第1年次	福岡県久留米市御井町 1635番地					
	経済学部 経済学科	4	157	2	632	学士(経済 学)	1994年4月 第1年次	福岡県久留米市御井町 1635番地					
	文化経済学科	4	100	2	404	学士(経済 学)	2002年4月 第1年次	福岡県久留米市御井町 1635番地					
	商学部 商学科	4	250	-	1000	学士(商学)	1950年4月 第1年次	福岡県久留米市御井町1635番地					

	医学	部 学科	6	115 (110)	-	665 (660)	学士((医学))24年4月 第1年次	福岡県67番埠	県久留米ī 也	医学部医学科の 今回の5名の入学 定員の増員は、 令和6年度までの 臨時定員増であ	
新設学部等の概要	看	護学科 計			-	440 学士(看護 ⁴ 6,011 (6,006)		看護学)	1994年4月 第1年次			录久留米₹	る。また、医学部医学科の今和5年度における収容定員は690人である。	
変	定員	置者内における 更 状 況 の移行,名称の 更 等)												
教育	新	行設学部等の名称		٠		る授業科				21	卒業	美要件单位	 立数	
課程	.,,		Ī	講義 科目	演習	科目	実験・実	・実習科目		計 科目	単位			
						専		員等			兼任			
教	新	医学部	V) 1	µ 7/17		教授 人	准教授		人	助教人	計人	助手人	教員等人	
	2121		56	41	54		65	216	0	189				
		医学科				(56) 8	(41)	(54))	(65) 14	(216)	(0)	(189) 132	
		看護	(8) 6	(8) 5	(9)		(14) 1	(39) 12	(1)	(132) 328				
員		文学部 心理学	(6)	(5)	(0)		(1)	(12)	(0)	(328)				
		情報	5 (5)	(0)	2 (2)		1 (1)	8 (8)	0 (0)	317 (317)				
		国際	文化学	———— 科		7	7	2		0	16	0 (0)	316	
組		社会 社	富祉学	———— 科		(7) 6	(7)	(2)		(0)	(16) 10	0	(316)	
水土						(6) 4	(1)	(1)	\perp	(2)	(10)	(0)	(334) 218	
	設	人間健康学部	総合子	ども学科		(4)	(2)	(1)		(1)	(8)	(0)	(218)	
		;	6 (6)	3 (3)	3 (3)		1 (1)	13 (13)	0 (0)	218 (218)				
織		法学部 法律学	15 (15)	3 (3)	0 (0)		0 (0)	18 (18)	0 (0)	254 (254)				
		国際可	5	2	1		0	8	0	263				
		経済学部 経済学	(5) 6	(2) 5	(1)		(0)	(8)	(0)	(263) 298				
0			(6) 5	(5) 5	(0)		(0)	(11) 10	(0)	(298) 293				
		文化紀	文化経済学科 商学部 商学科							(0)	(10)	(0)	(293)	
		商学部 商学科								0	21	0	225	
										(0) 85	(21)	(0)	(225) 3, 385	
概	分		計			144 (143)	85 (85)	76 (76)		(85)	(390)	(1)	(3, 385)	
	既	該当なし	まな出かし					<u> </u>		_	_	_	_	
	設					(-)	(-)	(-))	(-)	(-)	(-)	(-)	
	分		計			(-)	(-)	(-))	(-)	- (-)	(-)	(-)	
要	要						85	76		85	390	1	/	
合 計							(85)	(76))	(85)	(390)	(1)	()	

			職		<u></u>		専	任			兼	任		 計			
+1.		事	₹⁄r		n/d:		238			128			366	1			
教員		争	務		職	員	(238)		(128)			(366)					
以		技	術		職	員	1, 617			127			1,744				
外の							(1	, 617) 8			(134	Į)		(1, 744)			
職		図	書 館	専	門職	員		8 (8)			4 (4)			12 (12)			
員の			- "		mtd.			38			332			370	1		
概		そ	の他	0)	職	員		(38)			(332	2)		(370)			
要				計			1	, 901			591			2492			
				ŧΤ			(1	(1,901)			(591)		(2, 492)			
校			区 分	用	共	用			用する 校等の	—		計					
		校	舎 敷 地		207	, 300. 30 m²		2, 175.	88 m²		6	575. 04		210, 151. 22 m²	大用及い大用り		
地		運	動場用地		68	3, 586. 00 m²		32, 465.	$00\mathrm{m}^2$			0	m²	101, 051. 00 m²	る他の学校等の		
		小	計		275	5, 886. 30 m²	;	34, 640.	88 m²		6	575. 04	· m²	311, 202. 22 m²	専用土地は完成 甲度に0㎡となり		
等		そ	の 他		212	2, 221. 89 m²			$0\mathrm{m}^2$			0	m²	221, 221. 89 m²			
		合	計		488	3, 108. 19 m²		34, 640.	88 m²			675. 04	· m²	523, 424. 11 m²			
					専	用	共 用			共用する他の 学校等の専用				計			
		校	舎		149), 446. 55 m²	0. 00 m²		0. 00 m²		m²	149, 446. 55 m²					
					(136, 60	(136, 600. 19 m²)		$(2,838.18\mathrm{m}^2)$		(3	, 025.	65 m²)	(142	, 464. 02 m²)			
			講義室		演	習室	実懸	実験実習室 31 室		情報処理学習施設 21 室		_	学習施設	大学全体			
教室	等		1	01 室		139 室							6 室				
					新設学部			-		(相	(補助職員3人)		数数	助職員1人)			
専	任 教 員 研 究 室				室 初級 1 間			<u>, </u>				王	奴	401 室	-		
	図書 学						雑誌			視聴覚資料 機械・岩			具 標本				
図	新訂	2学	常等の名称	[う†	ち外国書〕		ト国書〕 電子ジャー 種 〔うち外国		ナル				図書・学術雑				
書	1 004				95 [335, 687] 10, 665 [4		1 6601	しつ ¹ 18, 251				25, 9		誌・視聴覚資料 は学部単位での			
· 設	(946,							[4, 598]) (13, 591 [11, 8			. , , , , ,		(25, 95)		特定不能なた		
備					95 [335, 687]	10,665 [4		18, 251		(-,,		25, 9		め、大学全体の 数。			
	計 (946			(946, 85	(946, 852 [326, 499]) (10, 150		[4, 598]) (13, 591 [11, 8		(6, 834)		(25, 95)						
1		図聿館			面和	責		閲覧座席				収	納可	能冊数			
	図書館 7862.41													1, 328, 972	大学全体		
体育館 面積								体育館以外のスポーツ施設						,	八子王仲		
		1		I	1			m ² 野球場1面、ソフ 次 第2年次 第3						T			
		F	区分		開設前年		_			年次	第4年次		第5年》				
	-	注〔 🗕	教員1人当り研 共 同 研 究		2,932 =							2,932千		-			
		≨n ⊢			246 139壬	_				42千円 27,842千円 27 39千円 246,139千円 246				1 37 6 71.			
		F				-			-						*学生納付金は、 上から「文学部心		
経 費	<i>₽</i>	Į,	K Im Ker		278, 019十円 278, 019十 上年次 第2年次						9千円 278, 019千円 27 第 4 年次 第 5 ⁴		5 年次	第6年次	理学科・社会福祉		
見 積	り				080千円 880千					880千円 -		+	_	学科」、「文学部 情報社会学科」、			
及び持方					050千円 850千					850千円		_		_	- 「法学部・経済学 部・商学部」、		
の概		学生1人当り 納付金		1,	030千円	830∓	·円	830千	円	830	0千円		_	_	「人間健康学部総 合子ども学科・ス		
						1,	120千円	920千	·円	920千	円	920)千円		-	_	ポーツ医科学
				1,	200千円	100千	·円	100千	円	100)千円		_	_	科」、「医学部医 学科、看護学科」		
				9,	200千円	6, 200∓	円 5	,200千	H	5, 200)千円	5,	200千円	5,200千円			
	L			1,	,580千円 1,280千			1,280千円		1,280千円 -		_	_				
		学生	E納付金以外	の維持	方法の概	要 私立た	大学等経	常経費	甫助金	ì,資產	至運用	収入,	雑収入	等			

	大学の名称																
	学	部	等(の	名	称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地			
		文学部					年	人	年次人	人	(24)	倍	1/2	등 전 년 전 전 사 수	-		
	又气		学科				4	87	3年次	1, 206 350	学士 (心理学)	1. 03 1. 02	平成14年度	福岡県久留米市御井町1635番地			
		情報	社会	学科	ŀ		4	54	1 3年次	218	学士(社会学)	1.01	平成14年度	同上			
		国際	文化	学科	ŀ		4	106	1 3年次 2	428	学士 (文学)	1.06	平成4年度	同上			
HIL.		社会	福祉	学科	ŀ		4	52	3年次 1	210	学士 (社会福祉学)	1.04	平成12年度	同上			
既設大学	人間	引健康 総合	学部 子ど		:科		4	50	-	480 200	学士 (教育学)	1. 10 1. 05	平成29年度	同上			
等の		スポ	ーツ	医科	学科	4	4	70	-	280	学士 (スポーツ医科学)	1. 14	平成29年度	同上			
状況	法学部 法律学科						4	224	3年次 4	1, 184 904	学士 (法学)	1.01	昭和62年度	同上	法学部は、2年次 から法律学科と 国際政治学科と		
		国際	政治	学科	ŀ		4	70	-	280	学士 (法学)		平成6年度	同上	に分かれて進級 する。		
	経済	育学部 経済	学科				4	157	3年次	1, 036 632	学士 (経済学)	1.06	平成6年度	同上	経済学部は、2年 次から経済学科 と文化経済学科		
	文化経済学科						4	100	2 3年次	404	学士 (経済学)		平成14年度	同上	とに分かれて進級する。		
	商当	学部 商学	科				4	250	2	1,000 1,000	学士 (商学)	1. 06 1. 06	昭和25年度	同上			
	医气	医学	科 学科				6 4	115 110	-	690 440	学士 (医学) 学士 (看護学)	1. 01 1. 06	昭和27年度 平成6年度	福岡県久留米市 旭町67番地 福岡県久留米市櫛原町 777番地1			
	名称: 久留米大学医学部附属病院 目的: 本学学則に基づき医学の教育、研究及び診療を行うこと 所在地: 福岡県久留米市旭町67番地 設置年月:昭和3年4月1日 規模等: 土地 43,274.18㎡、建物 112,406.28㎡																
						目所設	的:本 在地: 置年月	福岡県久 : 平成6年	基づき医 留米市国 F7月1日	学の教育 分町155-	が、研究及び診 -1 22, 492. 35㎡	療を行う、	こと				
	名称:情報教育センター 目的:本学の情報処理に関する教育・研究の発展に寄与すること 所在地:福岡県久留米市御井町1635番地 設置年月:昭和59年4月1日 規模等:建物 3,017.60㎡ (土地は大学校地に含む)																
	名称:比較文化研究所 目的:新しい学際的統合を基本理念として、文化の構造と機能に焦点を当てた 総合的比較文化研究を行うこと 所在地:福岡県久留米市御井町1635番地 設置年月:昭和62年2月27日 規模等:建物 147.2㎡(土地は大学校地に含む)																
	名称:分子生命科学研究所 目的:分子生命科学に関する学理及びその応用に関する研究を行うこと 所在地:福岡県久留米市旭町67番地 設置年月:平成元年4月1日 規模等:建物 1087.90㎡(土地は大学校地に含む)																
						と所	在地:	患モデル福岡県久	目的:医 留米市旭	学に関す .町67番地		実験用動物	物の管理	・研究等を行なうこ			
								: 昭和45 建物 31			大学校地に含む	P)					

名称:医療経営研究センター 目的:本学における文医融合に関する教育及び研究の支援組織として、 主に医 療経営及び病院管理に関する教育及び研究並びに研修指導及び助言を行 い、もって本学の発展に寄与するとともに、医療関係者への協力を通し 地域における医療基盤の維持及び発展に貢献すること 所在地:福岡県久留米市旭町67番地 設置年日, 平成30年4月1日 規模等:建物 93.67㎡ (十地は大学校地に含む) 名称:外国語教育研究所 目的:専門的、主体的な見地に立って外国の言語文化及び外国語教育の在り方 を研究し、その成果を教育に反映させ、もって本学の外国語教育の向上 発展に資すること 所在地:福岡県久留米市御井町1635番地 附属施設の概要 設置年月:平成5年4月1日 規模等:建物 1433.60㎡ (土地は大学校地に含む) 名称:先端癌治療研究センター 目的:基礎医学研究部門と臨床医学研究部門が一体となり、総合的に先端的な 癌治療の研究・開発を行うこと 所在地:福岡県久留米市旭町67番地 設置年月:平成9年1月1日 規模等:建物 870.22㎡ (土地は大学校地に含む) 名称:循環器病研究所 目的:循研は、基礎医学研究部門と臨床医学研究部門が一体となり、総合的・ 先端的な循環器病の研究と治療開発を行うこと 所在地:福岡県久留米市旭町67番地 設置年月:平成10年6月26日 規模等:建物 145.50㎡ (土地は大学校地に含む) 名称:高次脳疾患研究所 目的:認知神経科学部門、臨床分子生物学部門及び再生医学部門が一体となり、 総合的・先端的な脳疾患の研究と治療開発を行うこと 所在地:福岡県久留米市旭町67番地 設置年月:平成14年4月1日 規模等:建物 328.78㎡ (土地は大学校地に含む) 名称:バイオ統計センター 目的:学内の付置研究施設、医学部各講座、大学病院等はもとより広く海外の 研究機関及び国内産業界との連携を図り、バイオ統計学の有能な人材育 成に資するため、教育研究を行うこと 所在地:福岡県久留米市旭町67番地 設置年月:平成15年10月1日 規模等:建物 197.73㎡ (土地は大学校地に含む) 名称:ビジネス研究所 マネジメント、ビジネス及びアカウンティングにかかわる理論と実証の 研究により地域経済の発展及び広くビジネス社会化に資すること 目的:マネジメント、 所在地:福岡県久留米市御井町1635番地 設置年月:平成17年8月1日 規模等:建物 152.2mg (土地は大学校地に含む) 名称:皮膚細胞生物学研究所 目的:基礎皮膚科研究部門と臨床皮膚科部門が一体となり、総合的・先端的な 皮膚細胞生物学の研究と診断法・治療法の開発を目指すこと 所在地:福岡県久留米市旭町67番地 設置年月:平成22年1月1日 規模等:建物 157.18㎡ (土地は大学校地に含む) 名称:経済社会研究所 目的:経済、社会及び環境に関する理論と実態の調査、研究を行い、他の研究 機関との交流も深め、もって学術文化の発展に寄与するとともに、地域 社会の発展に資すること 所在地:福岡県久留米市旭町67番地 設置年月:平成22年4月1日 規模等:建物 83.4m (土地は大学校地に含む)

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとすること。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「一」又は「該当なし」と記入すること。

① 都道府県内における位置関係の図面



② 最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面



- 旭町キャンパス・大学病院 <本部・医学部・大学院(医学研究科)・臨床検査専門学校>
- アクセス方法
 - ・西鉄をご利用の場合

西鉄久留米駅下車

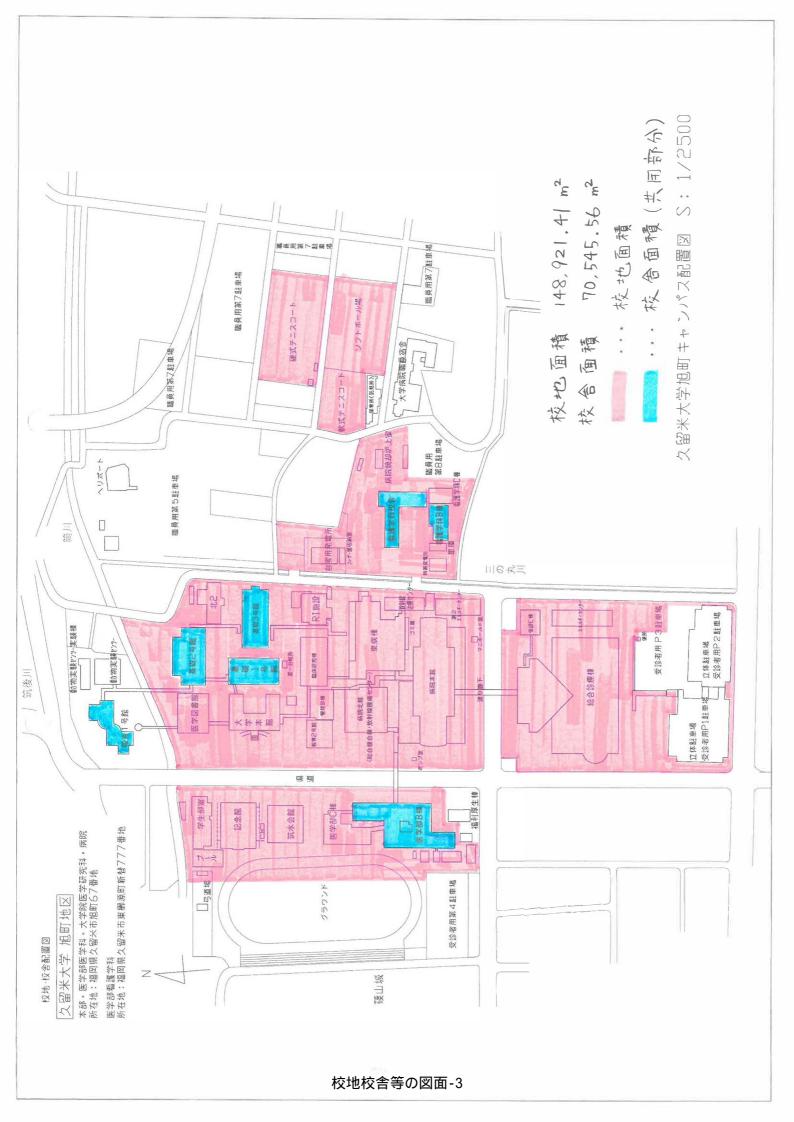
 \downarrow

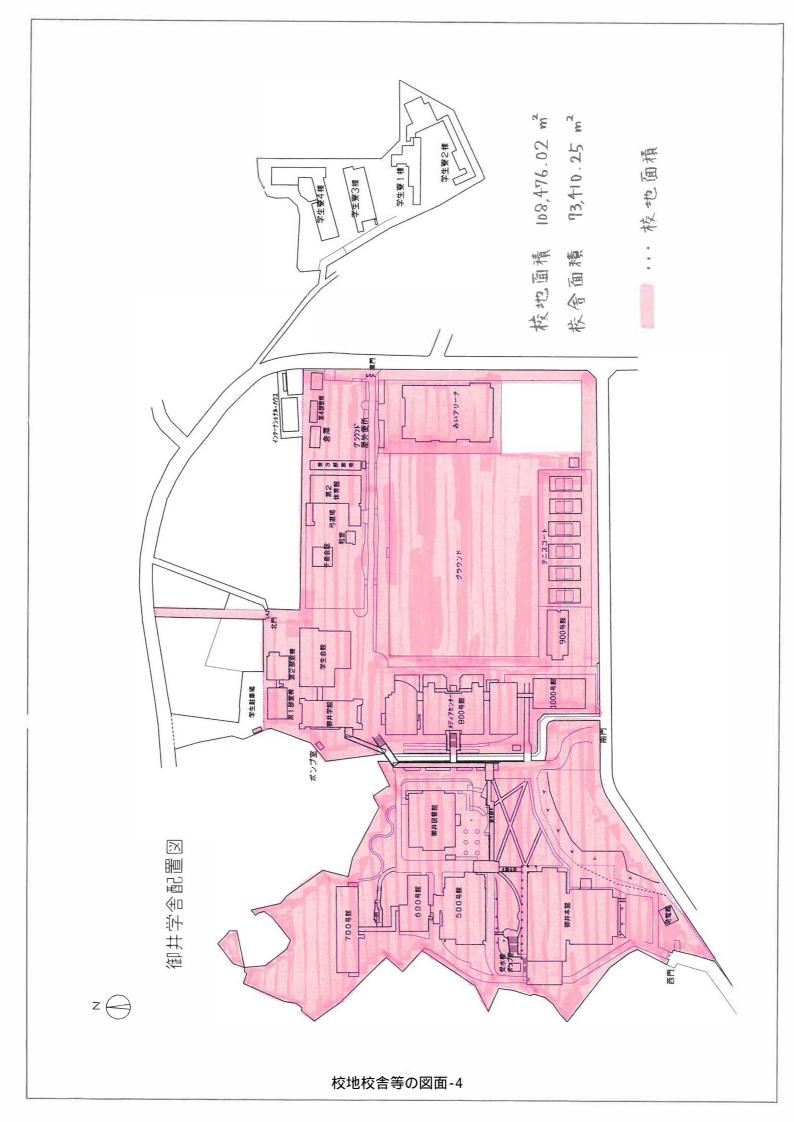
西鉄バス系統番号8(大学病院、高専方面行にて大学病院または医学部前下車) <所要時間>西鉄久留米駅から約17分 <距離>2.8km

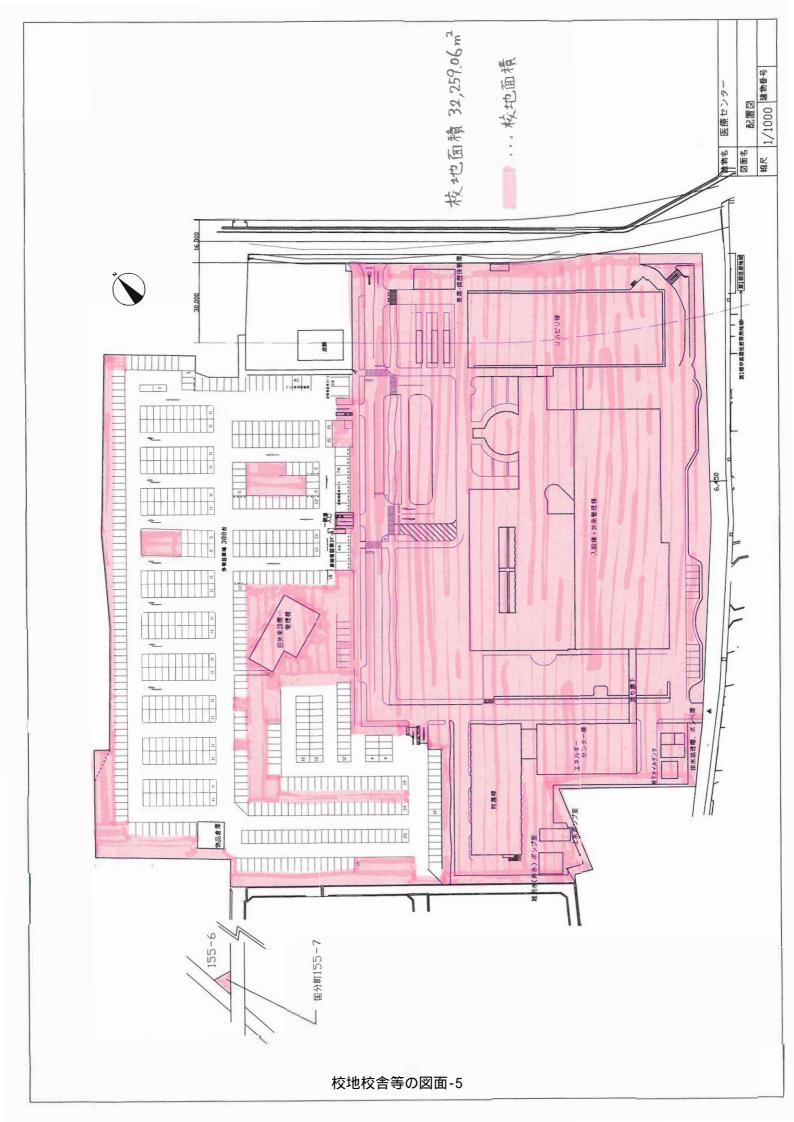
・JRをご利用の場合

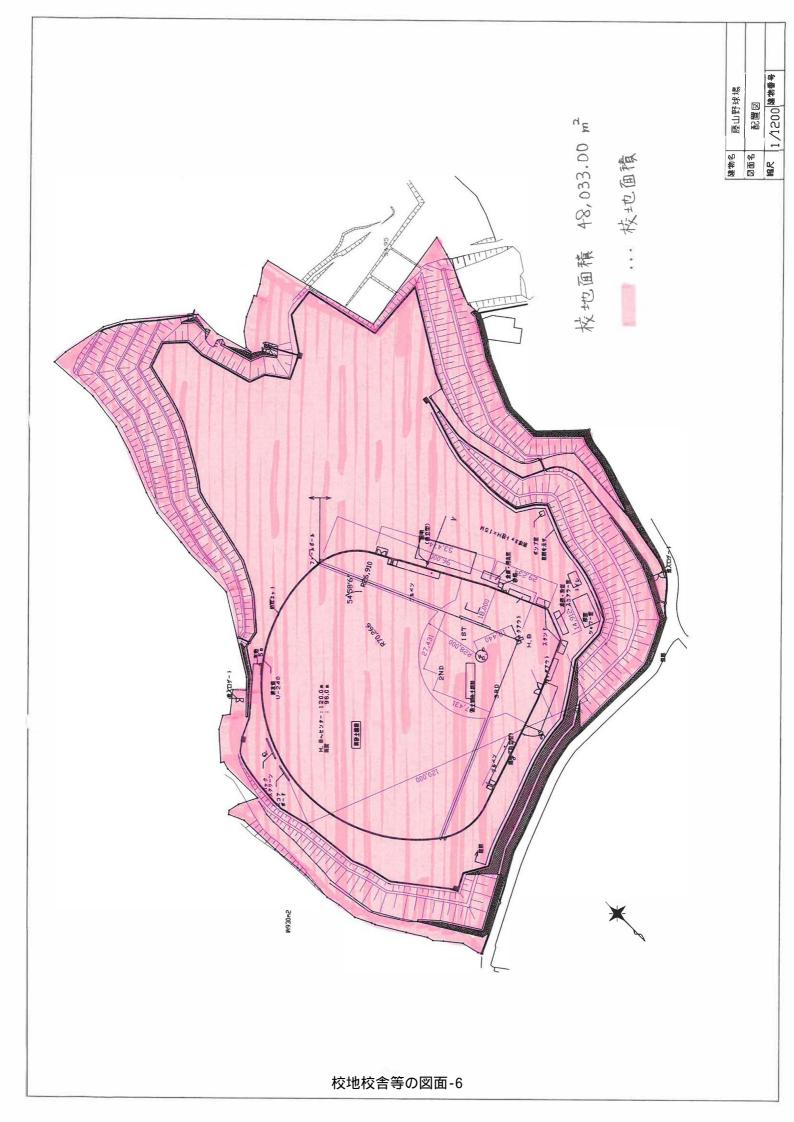
IR久留米駅下車

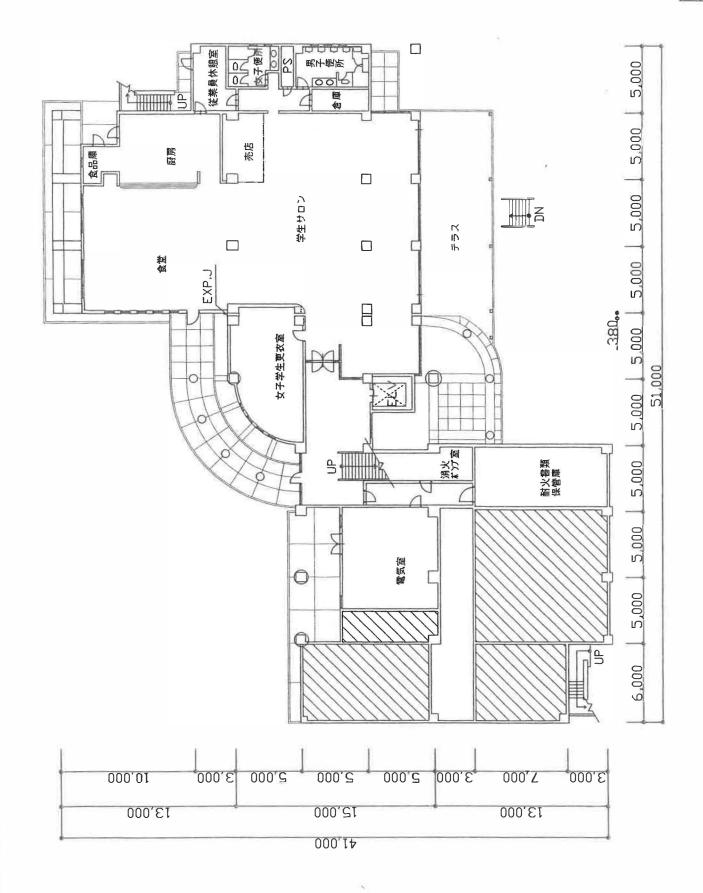
 \downarrow

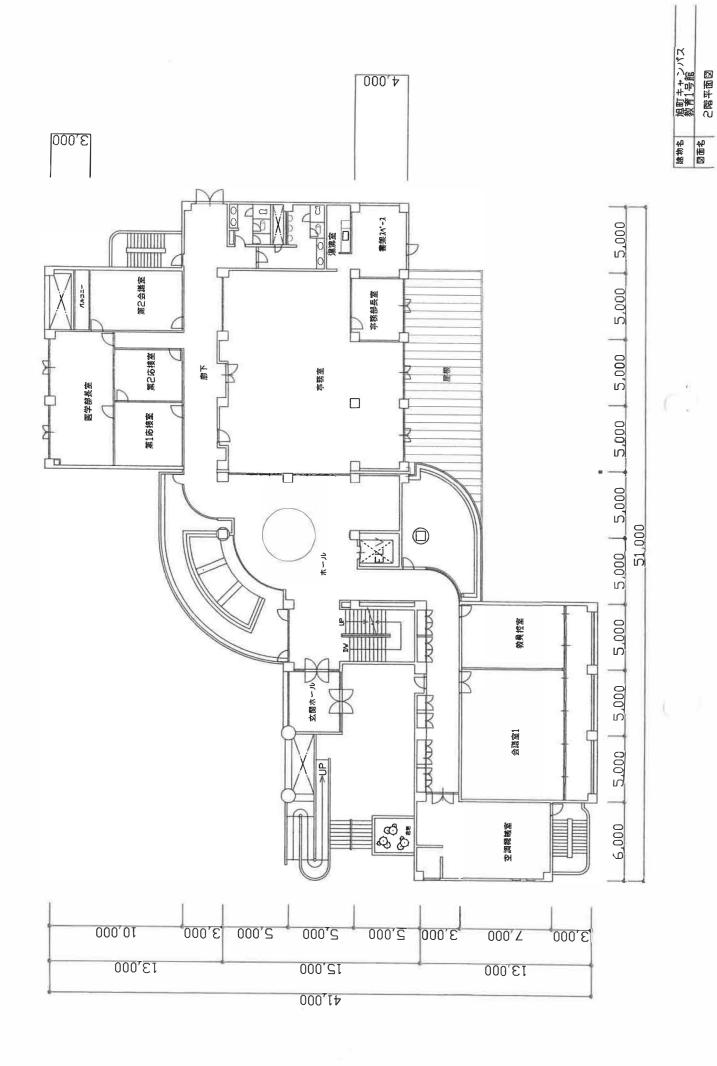


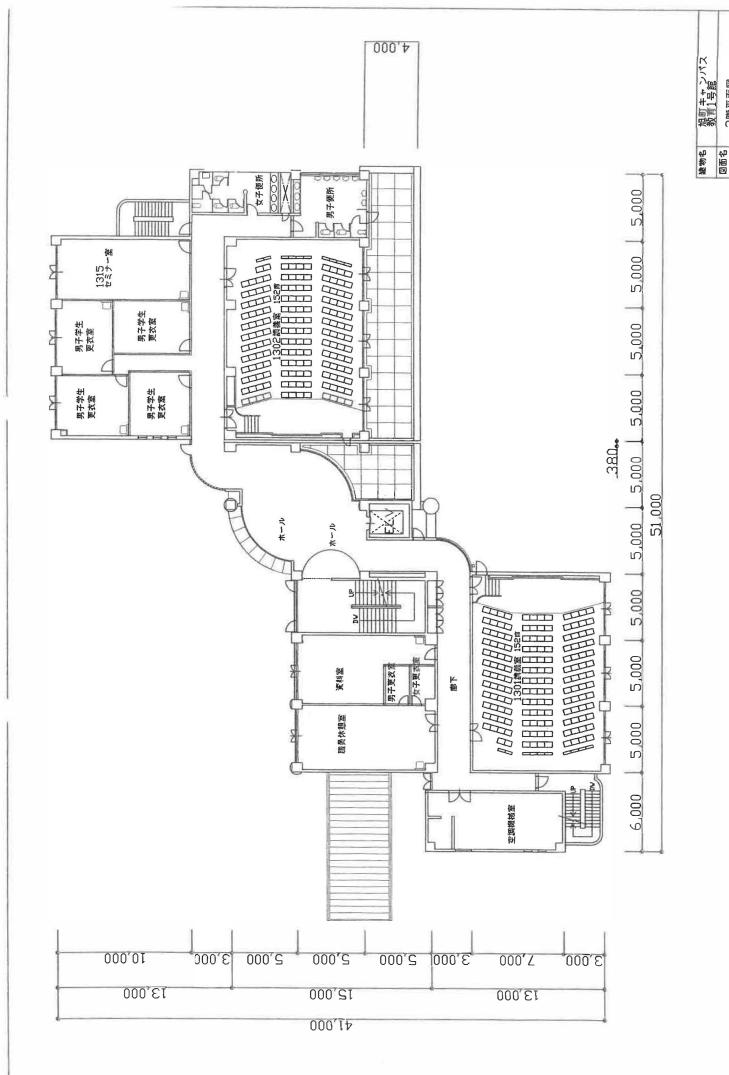




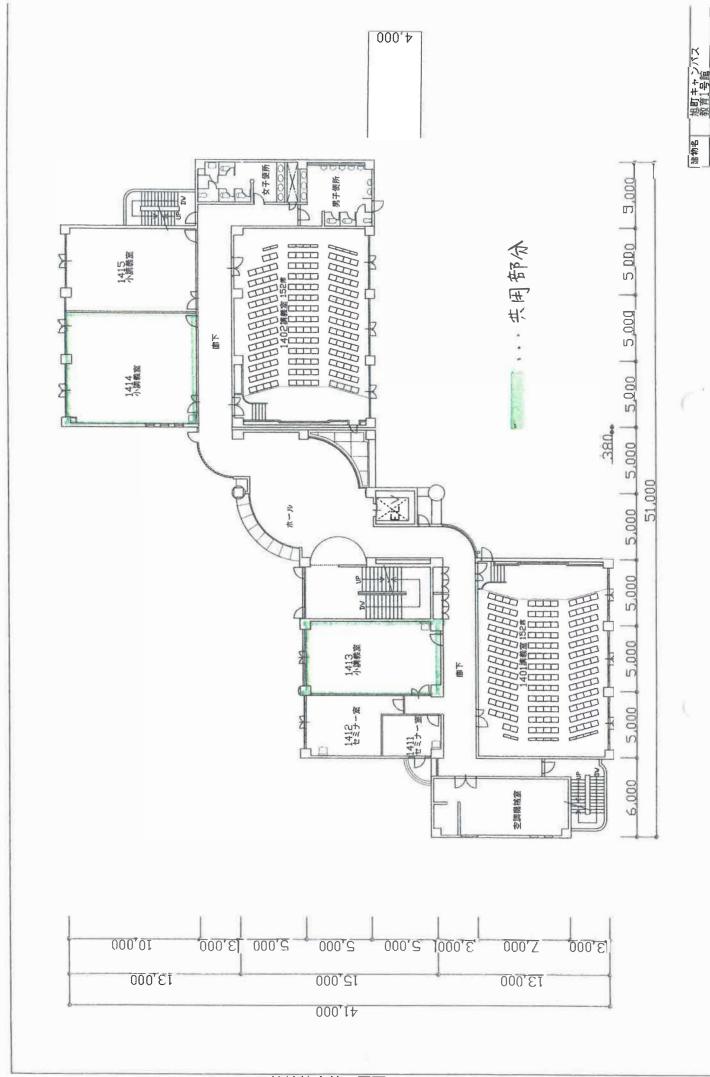






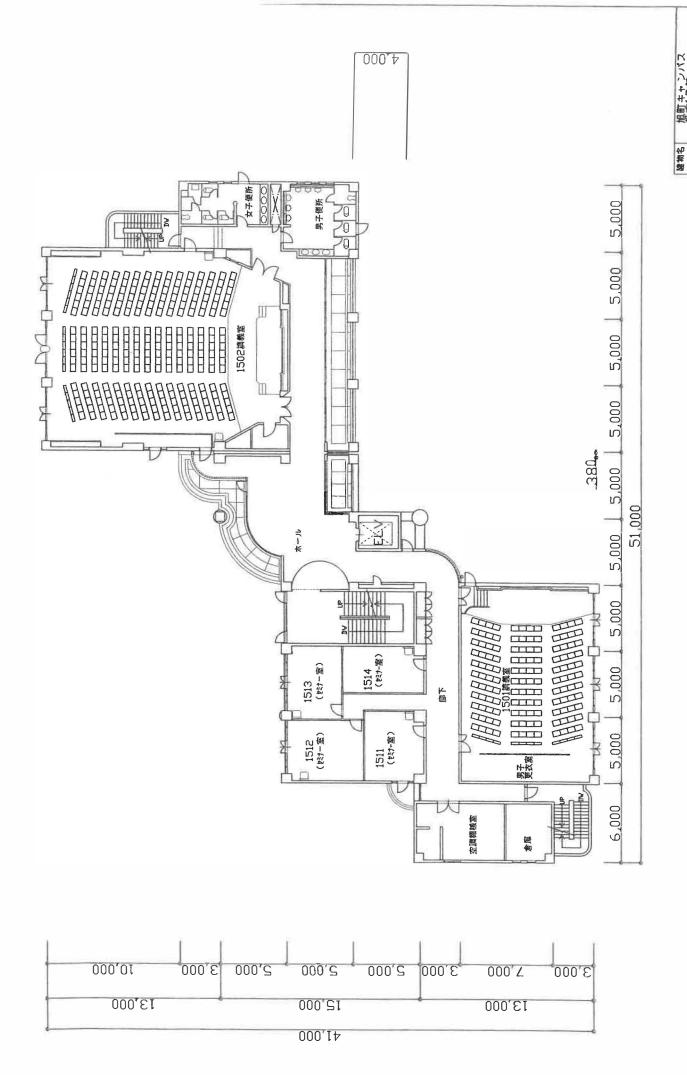


3階平面図



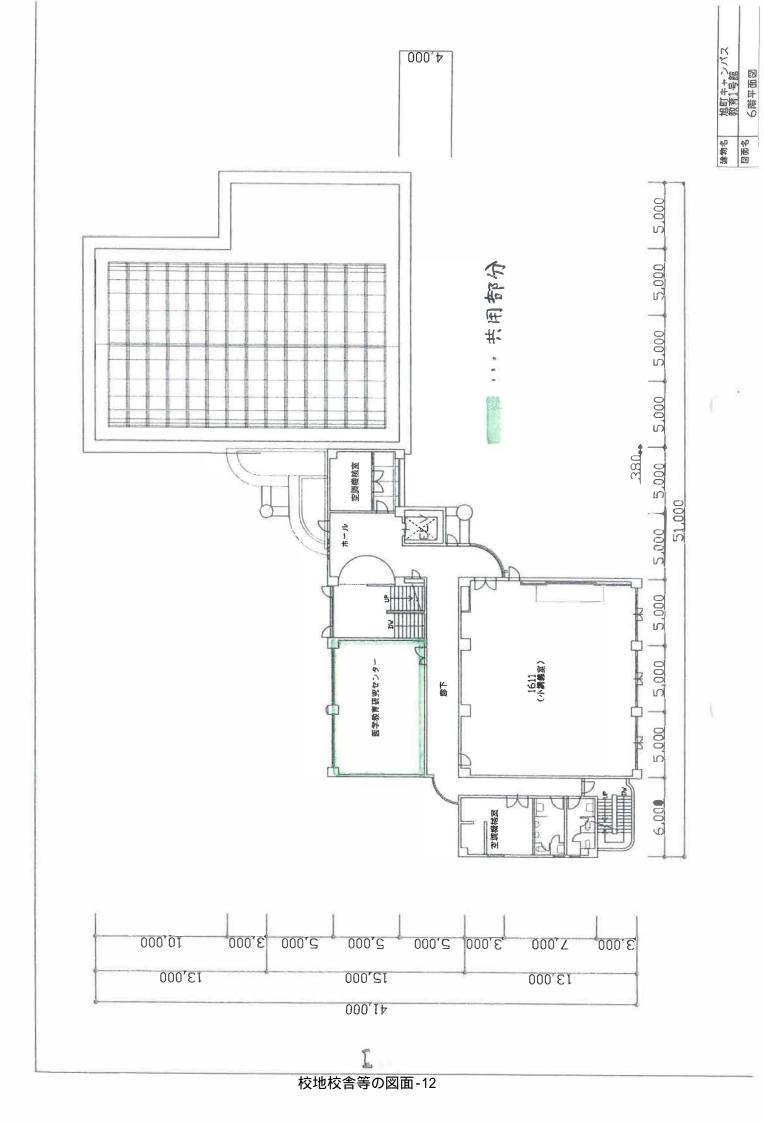
4略平面図

図画名

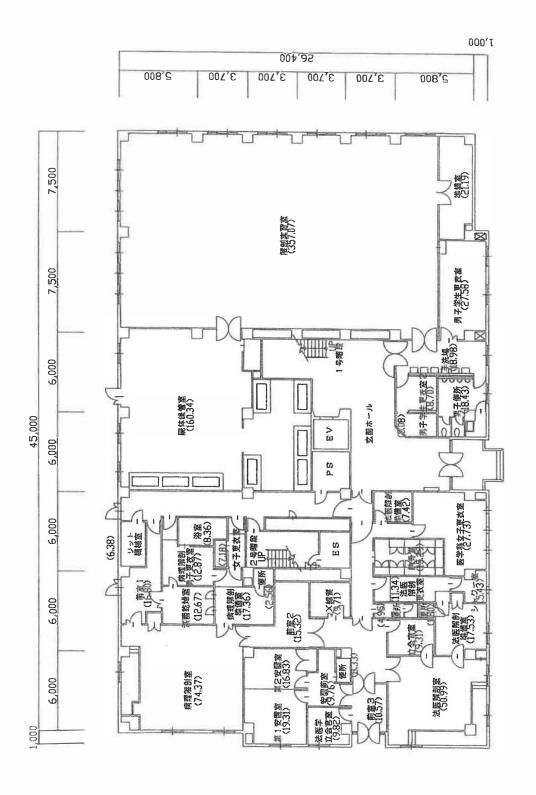


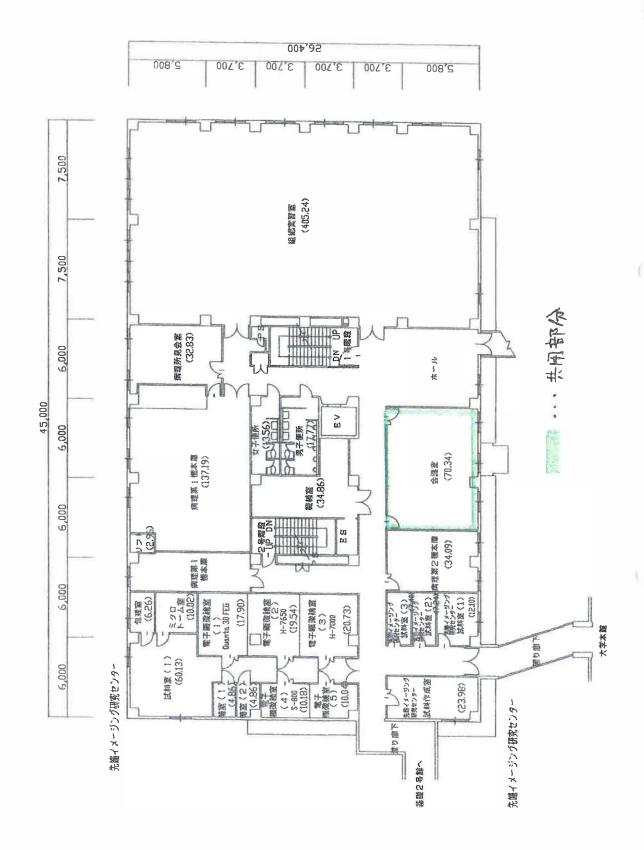
5點中層図

図

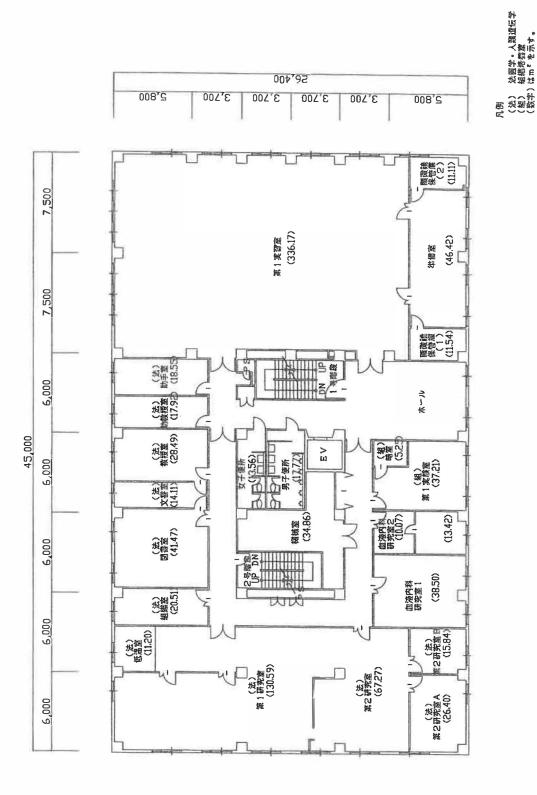


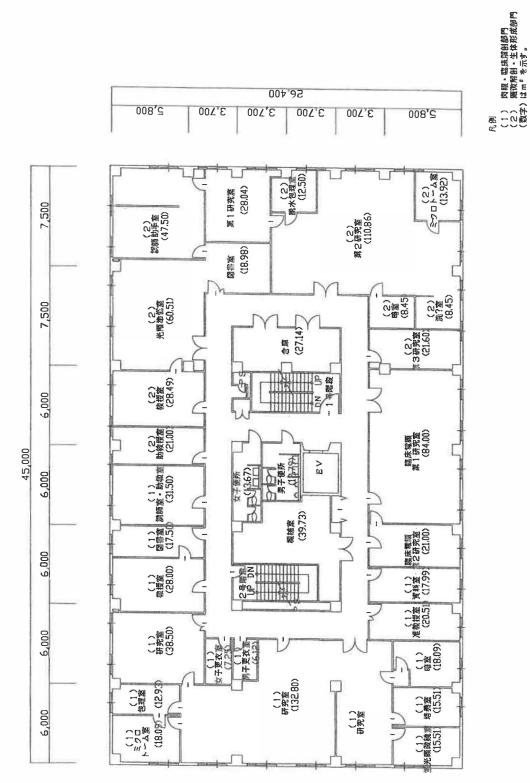




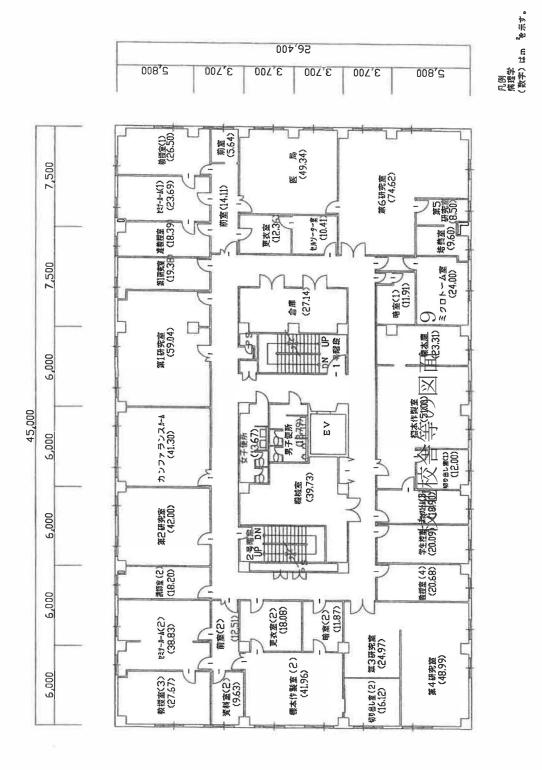


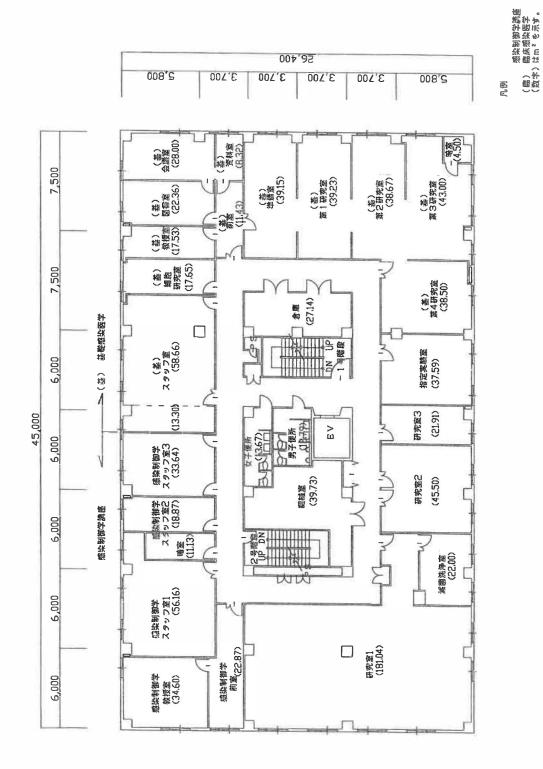


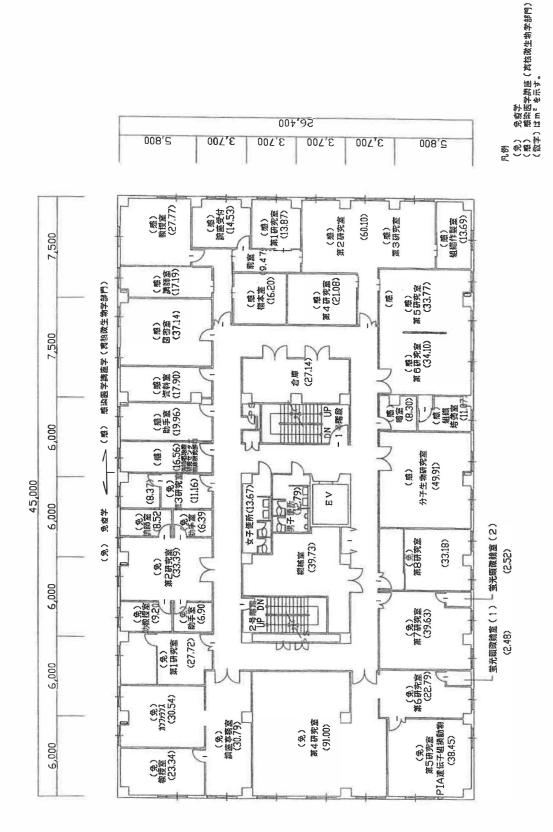




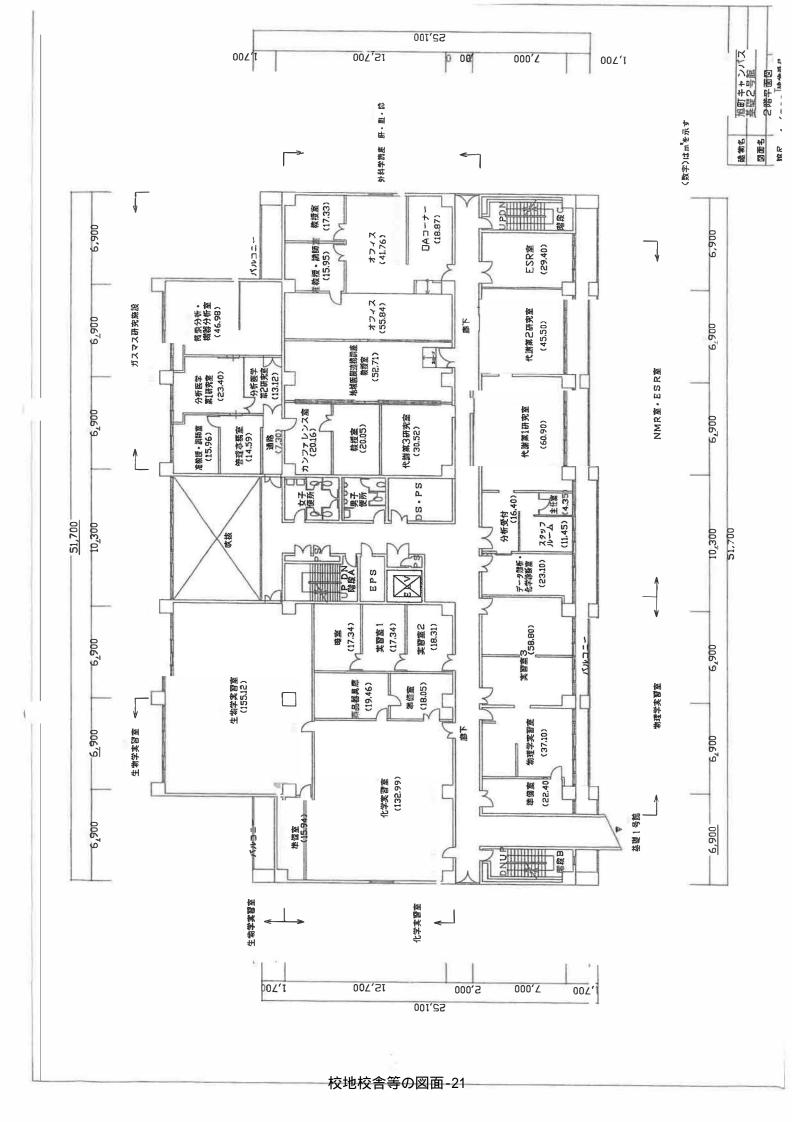


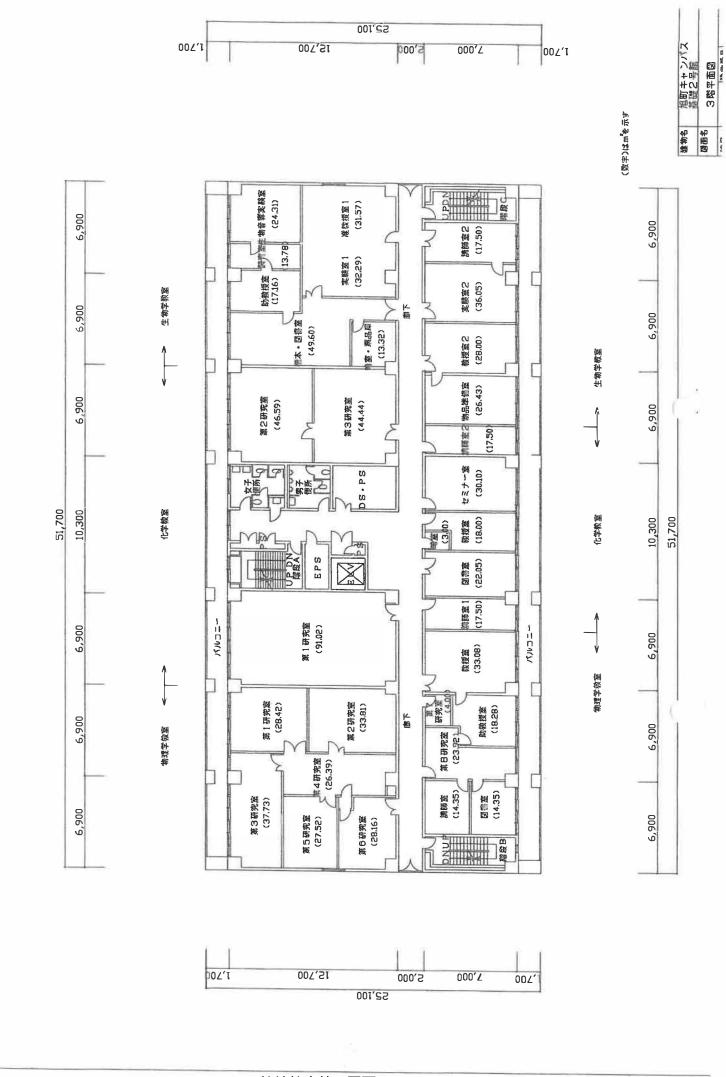


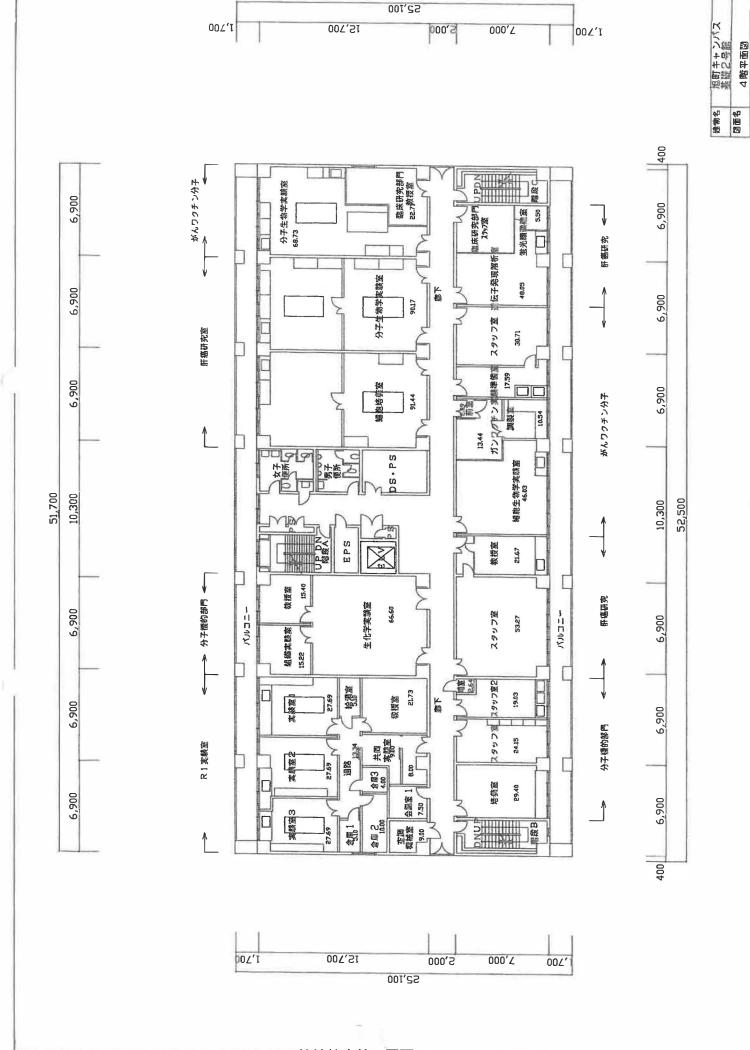


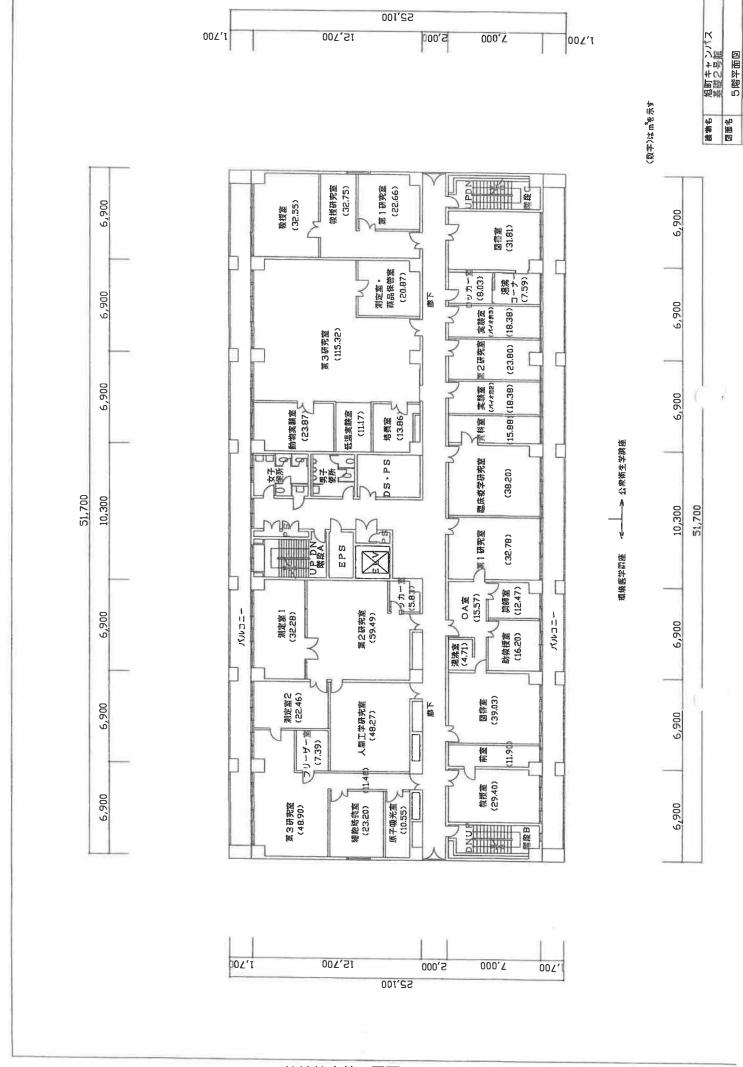


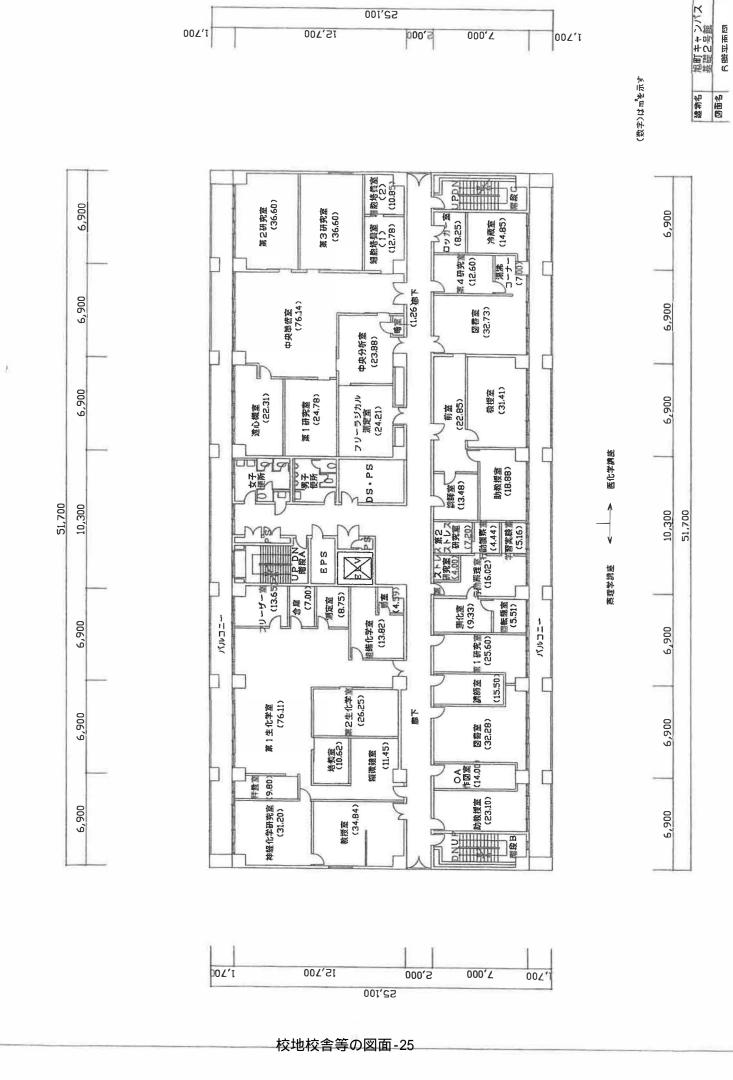


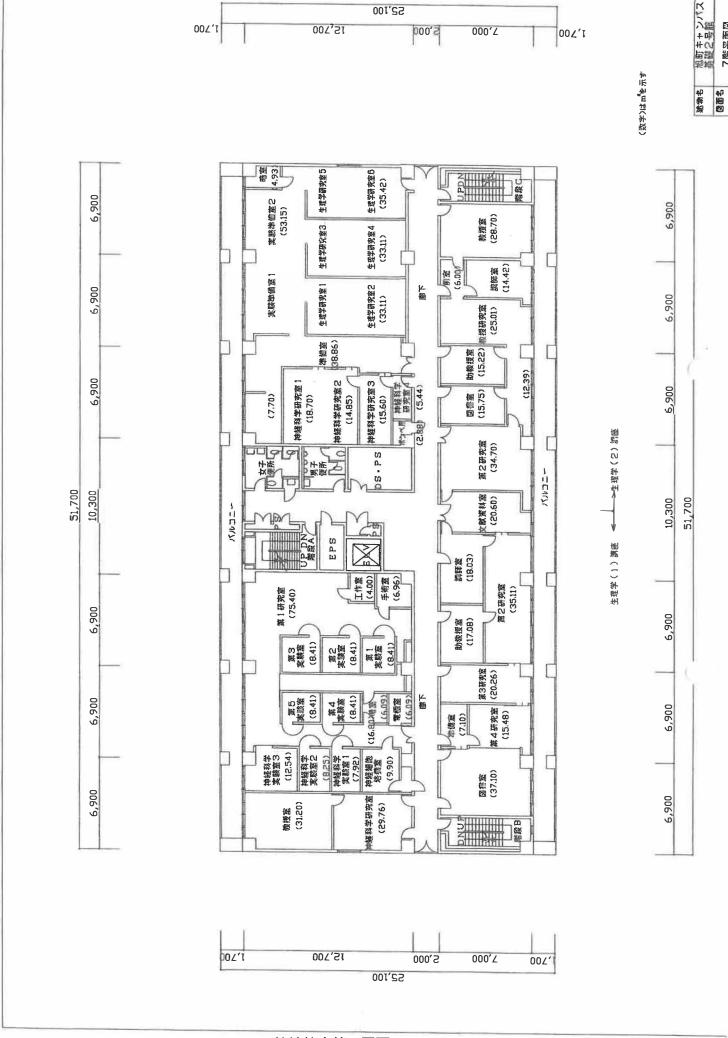








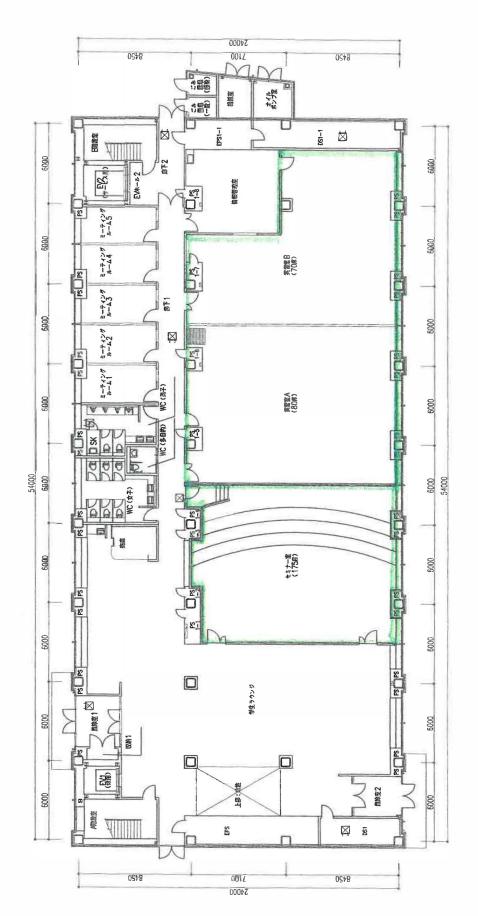




52,100

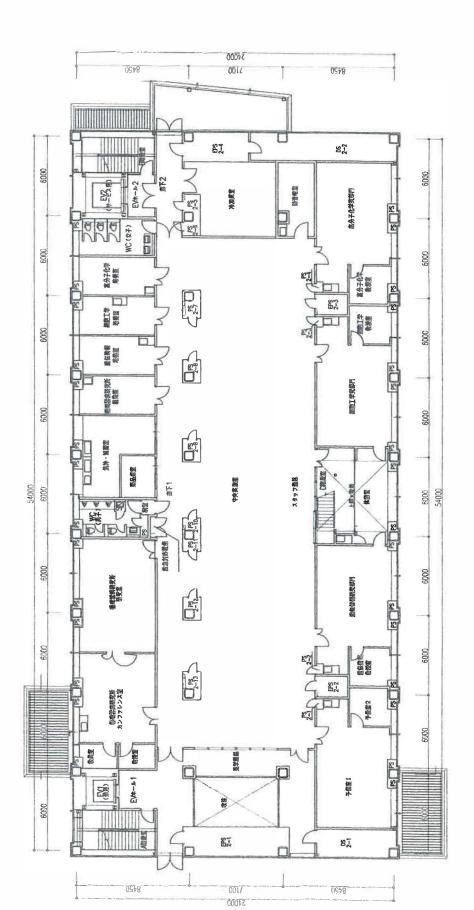
四個小腳 2





:: 林田都分

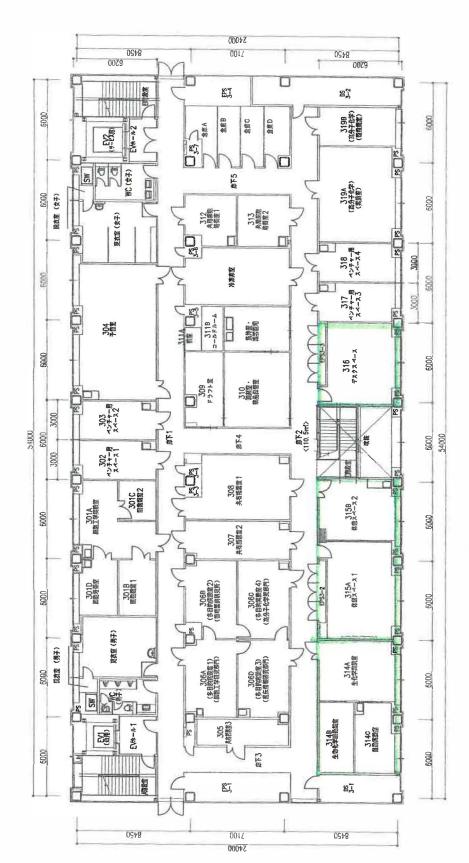




建物名 旭町キャンパス 図面名 2階平面図

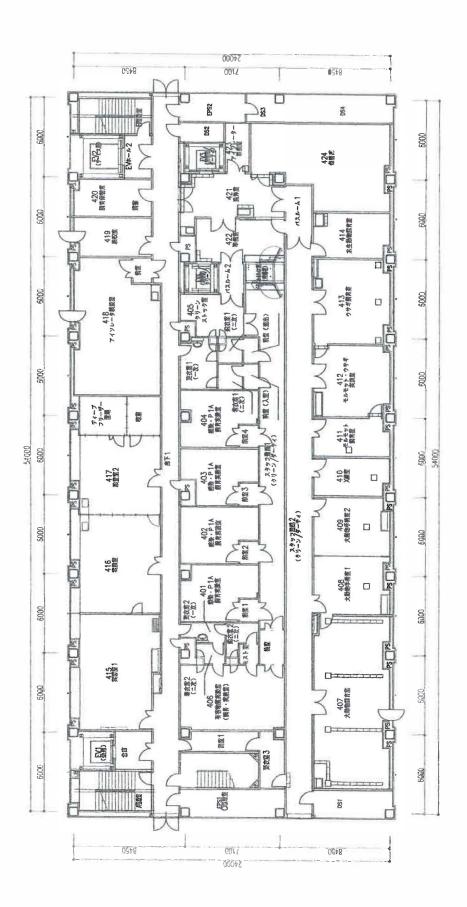
基礎3号館





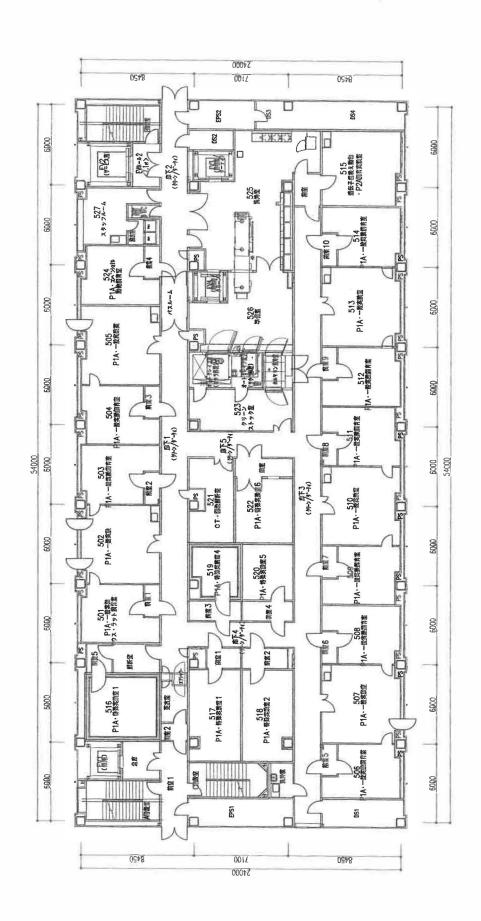
共图部分

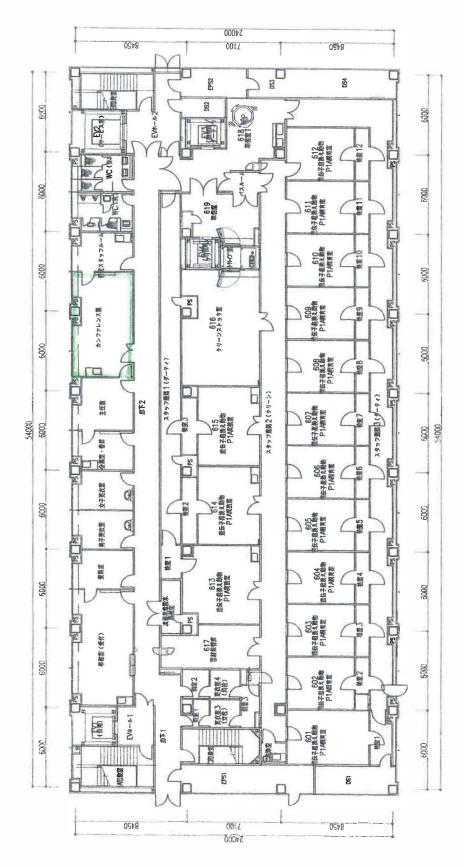
基礎3号館



基礎3号館



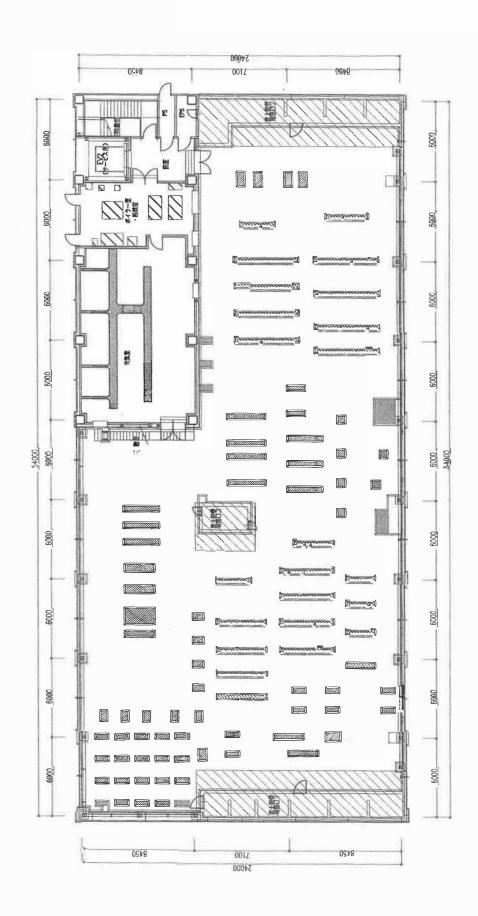




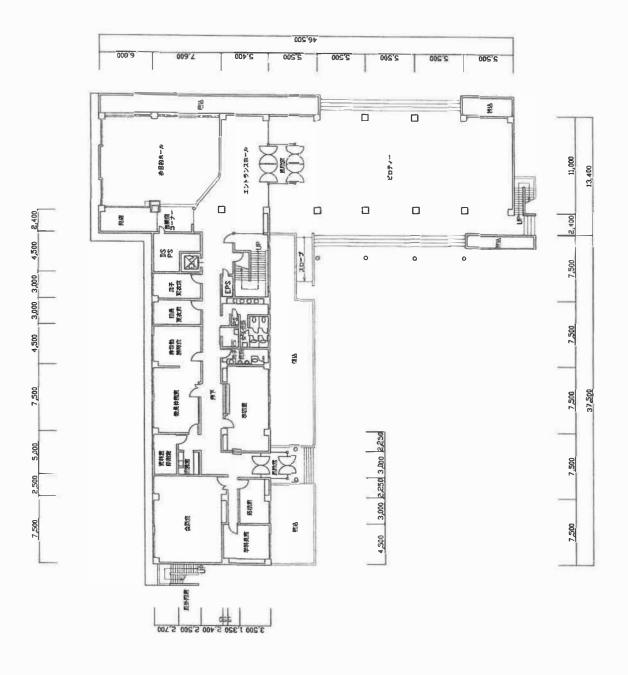
· · · 共用部分

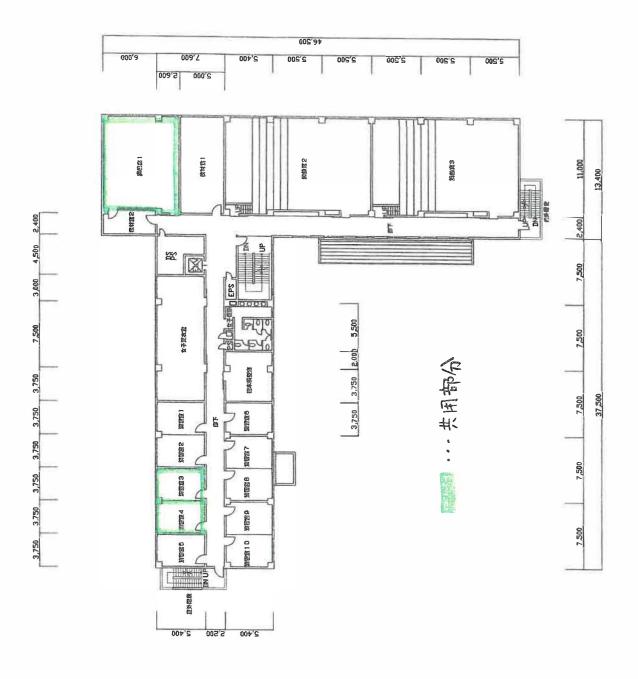


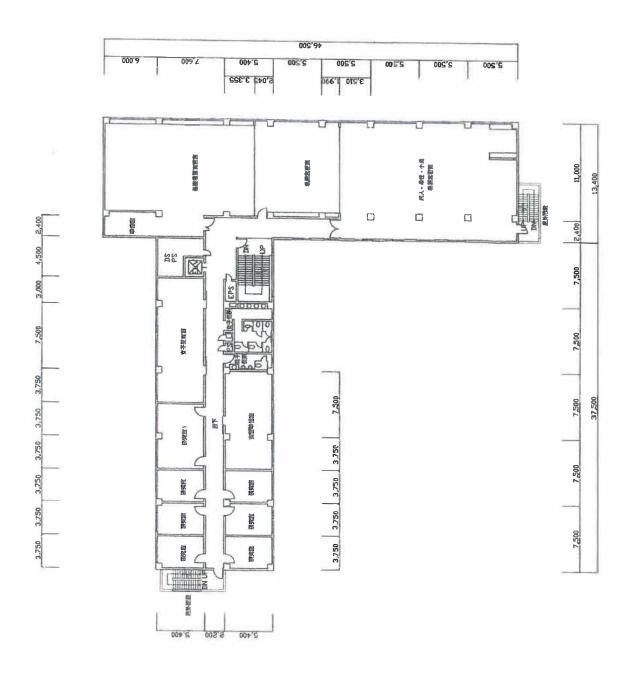
建物名 旭町キャンパス 基礎 3号館 図面名 7階平面図

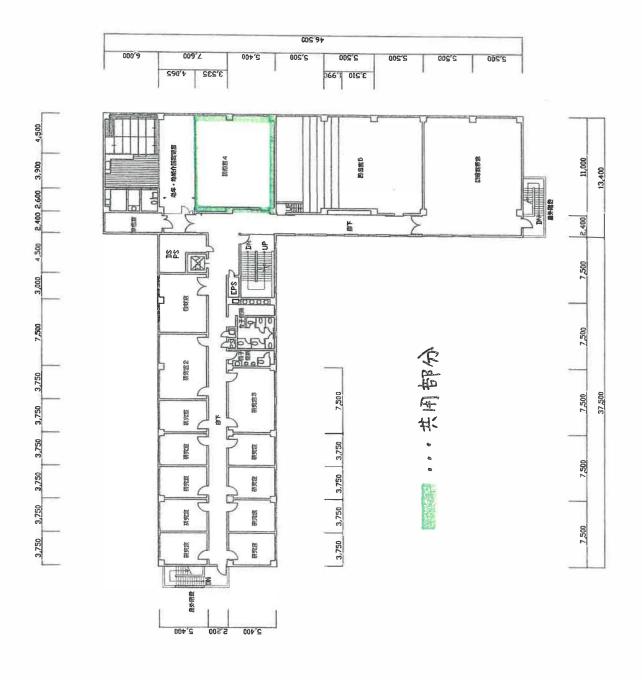


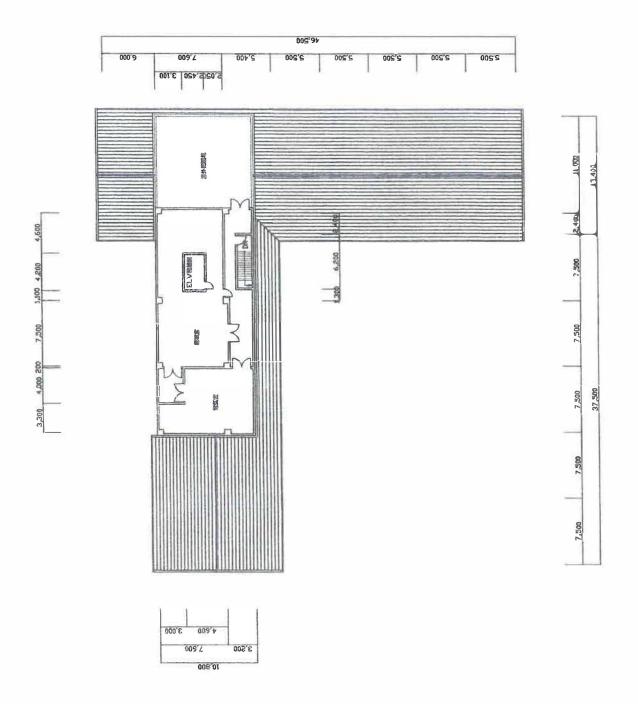
基礎3号館



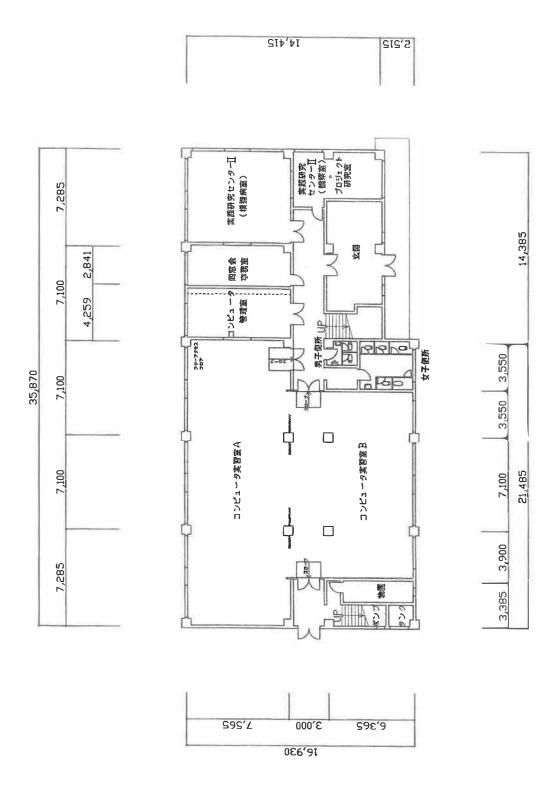


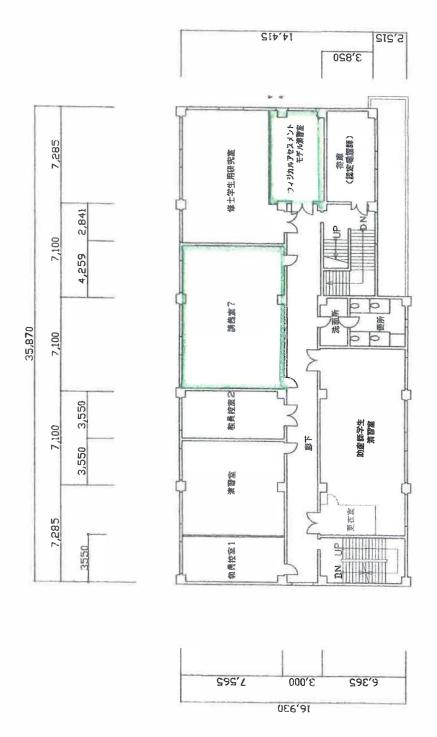






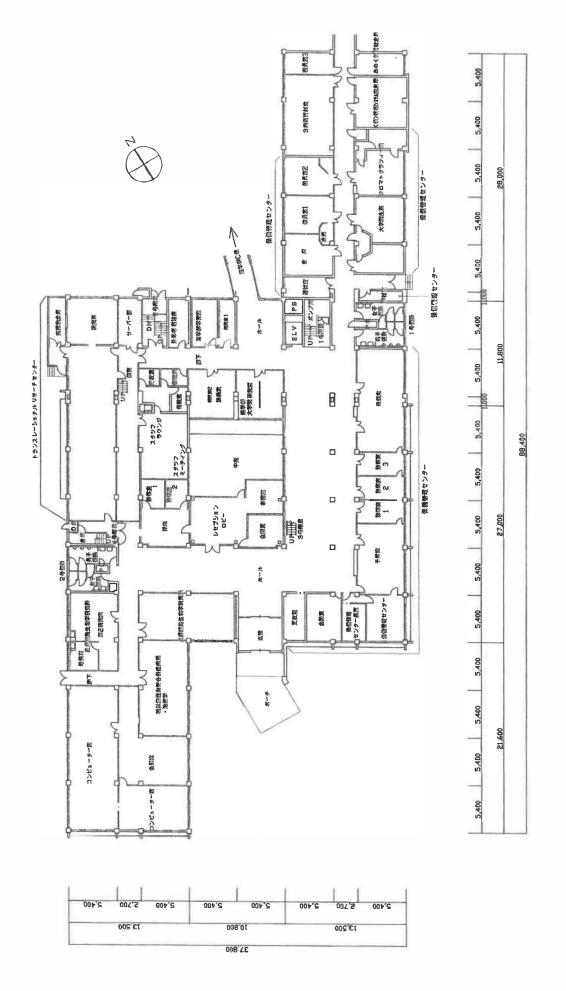


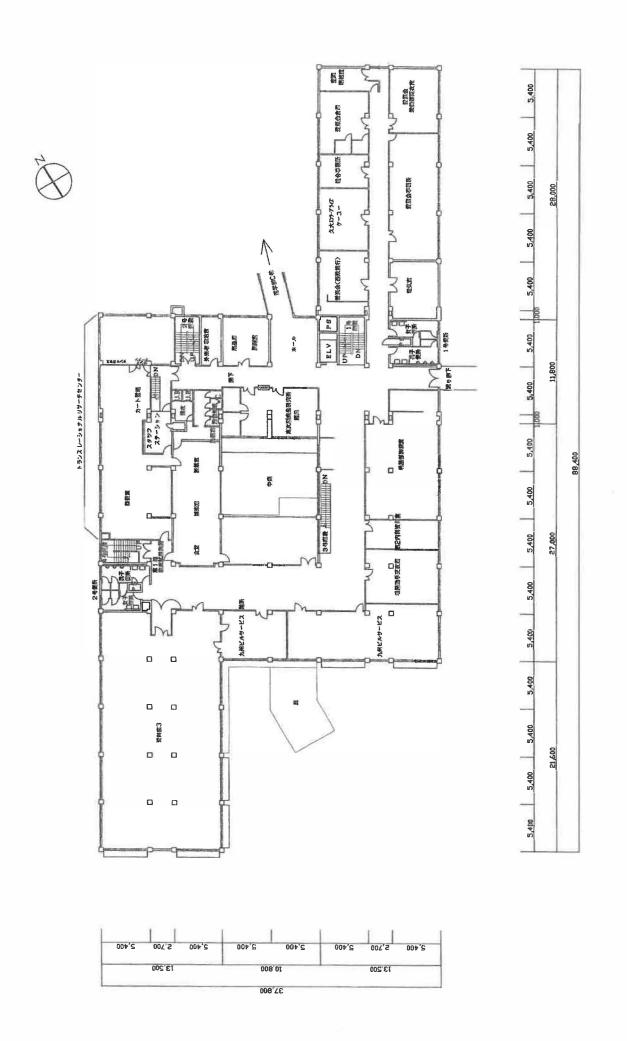












塩町キャンパス 医学部皆様 2階平面図

路 図 3 秒 個 B



13'200



13'200

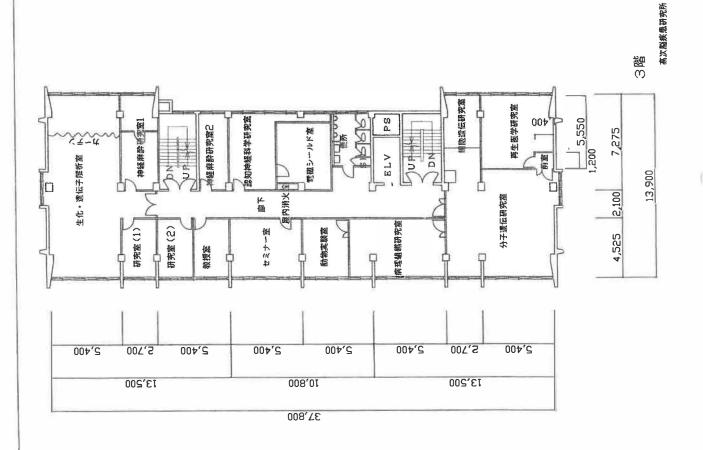
10,800

37,800

展学部B棟 3・4階階平面図

图 第 中

發動名





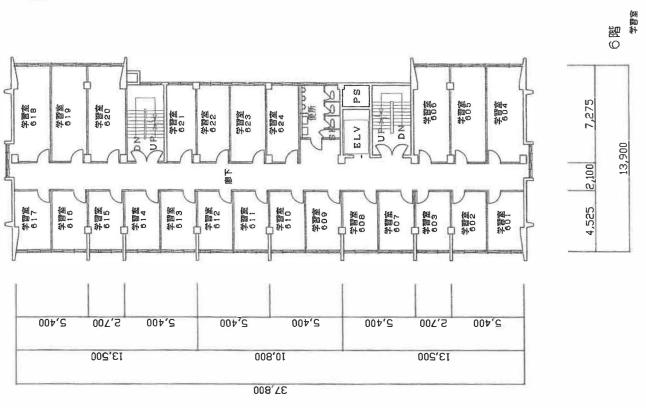
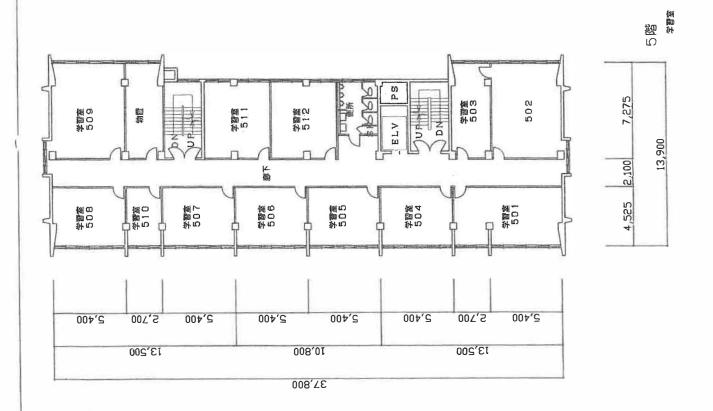


図 2 個 0



コンプューが開

教授室(2)

00t'S

教授室(1)

D U

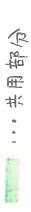
研究 補助穩室

00⊅′S

教授室(3)

5,700

13,500





13,500

13,900

37,800

〇久留米大学学則

T昭和52年2月8日 規則 第51-2号

目次

第1章 総則

- 第1節 目的及び使命(第1条-第1条の2)
- 第2節 教育及び研究の組織 (第2条-第8条)
- 第3節 運営の組織(第9条-第13条の2)
- 第4節 職員(第14条-第22条の2)
- 第5節 名誉学長、名誉教授、特任教授、客員教授及び客員准教授(第23条-第25条)
- 第6節 学年及び休業日 (第26条・第27条)
- 第2章 教育に関する事項
 - 第1節 修業年限及び学期の区分 (第28条・第29条)
 - 第2節 学生定員(第30条)
 - 第3節 教育課程等に関する事項(第31条-第33条)
 - 第4節 入学に関する事項(第34条-第41条)
 - 第5節 在学年限(第42条)
 - 第6節 転学部、転学科、休学、復学、退学、転学及び留学(第42条の2-第 50条の2)
 - 第7節 教員免許状及び資格取得等に関する事項(第51条-第52条)
 - 第7節の2 専攻科に関する事項(第52条の2)
 - 第7節の3 留学生別科に関する事項(第52条の3)
 - 第8節 科目等履修生、外国人学生及び外国人留学生に関する事項(第53条-第57条の2)
 - 第9節 研究生に関する事項(第58条-第68条)
- 第3章 学納金に関する事項(第69条-第75条)
- 第4章 表彰、除籍及び懲戒に関する事項(第76条-第79条)
- 第5章 厚生保健施設(第80条)
- 第6章 健康診断(第81条)

附則

第1章 総則

第1節 目的及び使命

(目的及び使命)

- 第1条 久留米大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に基づき総合的専門的教育及び研究を行うことを目的とし、学識深く、教養の高い人材を育成し、併せて学術の進展並びに社会文化の向上に寄与することを使命とする。
- 2 第3条に規定する各学部又は学科の人材育成及び教育研究上の目的については、 別に定める。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命 を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価 を行うものとする。 2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

第2節 教育及び研究の組織

(学部及び大学院)

- 第2条 本学に、学部及び大学院をおく。
- 2 大学院については、別に定める。
- 第3条 学部は、次のとおりとし、それぞれ次の学科をおく。

文学部 心理学科

情報社会学科

国際文化学科

社会福祉学科

人間健康学部 総合子ども学科

スポーツ医科学科

法学部 法律学科

国際政治学科

経済学部 経済学科

文化経済学科

商学部 商学科

医学部 医学科

看護学科

第4条 削除

(図書館、研究所等)

第5条 本学に、図書館、研究所等をおく。これについては、別に定める。 (学部附属研究所等)

第6条 学部に、研究所及び研究施設等をおく。これについては、別に定める。 (附属病院)

第7条 医学部に、附属病院をおく。これについては、別に定める。

(公開講座)

第8条 本学に、文化を高揚する目的をもって、公開講座をおくことができる。

第3節 運営の組織

(評議会)

- 第9条 本学に、評議会をおく。
- 2 評議会は、本学の教学に関する事項を審議決定し、又は学長の諮問に応ずるものとする。
- 3 評議会に関する規程は、別に定める。

(大学院合同委員会)

- 第9条の2 大学院に大学院合同委員会をおく。
- 2 大学院合同委員会は、学長、各研究科科長及び各研究科委員会の委員若干名を もって組織する。
- 3 学長は、大学院合同委員会を招集し、その議長となる。
- 4 大学院合同委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 大学院学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項
- (2) その他大学院に関する事項

(学生部協議会)

第10条 本学に、学生部協議会をおく。

- 2 学生部協議会は、学長の諮問に応じ、本学学生の生活の向上及び指導に関する 重要事項について協議する。
- 3 学生部協議会に関する規程は、別に定める。 (御井学舎就職部協議会)
- 第10条の2 本学に、御井学舎就職部協議会をおく。
- 2 御井学舎就職部協議会は、学長の諮問に応じ、御井学舎学生の円滑な就職活動の推進及び就職指導に関する事項について協議する。
- 3 御井学舎就職部協議会に関する規程は、別に定める。 (教授会)
- 第11条 学部に、教授会をおく。
- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議のうえ意見 を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長等(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 教授会は、学部の教授をもって組織する。ただし、必要な事項については学部 の准教授、専任の講師及び助教を加えることができる。
- 5 教授会に関する規程は、別に定める。 (事務局)
- 第12条 本学に事務局をおく。その組織及び運営については、別に定める。 (学生部)
- 第13条 本学に学生部をおく。その組織及び運営については、別に定める。 (御井学舎就職部)
- 第13条の2 本学に、御井学舎就職部をおく。その組織及び運営については、別 に定める。

第4節 職員

(職員)

- 第14条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員 その他の職員をおく。これらの定員及び職務については、別に定める。
- 2 本学に、前項のほか、副学長及び学長特別補佐をおくことができる。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 学長特別補佐は、学長の職務を助ける。

(学長)

- 第15条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 2 学長の選任については、別に定める。
- 3 学長に事故あるとき、又は学長が欠けたときは、学長があらかじめ指名した順序で、副学長が学長の職務を代理し、又は学長の職務を行う。 (学部長)
- 第16条 学部に、学部長をおく。
- 2 学部長は、当該学部の教授のうちから選出し、学部に関する事項を管掌する。
- 3 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

第17条 削除

(図書館長)

- 第18条 図書館に、図書館長をおく。
- 2 図書館長は、教授のうちから補し、図書館に関する事項を管掌する。 (研究所長等)
- 第19条 研究所等に所長を、研究施設等にその長をおく。
- 2 本学附属の研究所等の所長の選出については、別に定める。
- 3 学部附属の研究所の研究所長及び研究施設等の長は、関係学部の教授のうちから選出し、研究所及び研究施設等に関する事項を管掌する。 (病院長)
- 第20条 附属病院に、病院長をおく。
- 2 病院長は、医学部教授のうちから選出し、附属病院に関する事項を管掌する。 (事務局長)
- 第21条 事務局に、事務局長をおく。
- 2 事務局長は、本学の事務を総括する。 (学生部長)
- 第22条 学生部に、学生部長をおく。
- 2 学生部長は、教授のうちから補し、本学学生の生活の向上及び指導に関する事項を管掌する。

(就職部長)

- 第22条の2 御井学舎就職部に、就職部長をおく。
- 2 就職部長は、御井学舎に所属する教授のうちから補し、御井学舎学生の円滑な就職活動の推進及び就職指導に関する事項を管掌する。

第5節 名誉学長、名誉教授、特任教授、客員教授及び客員准教授 (名誉学長)

第23条 学長として特に功労の顕著であった者に対し、名誉学長の称号を授与することができる。これについては、別に定める。

(名誉教授)

第24条 本学の教授として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績 のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。これについては、 別に定める。

(特任教授、客員教授及び客員准教授)

第25条 本学に特任教授、客員教授及び客員准教授をおくことができる。これについては、別に定める。

第6節 学年及び休業日

(学年)

第26条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(休業日)

第27条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。ただし、学部長は、 教授会の議を経て休業日を変更することができる。

日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する日

本学創立記念日 4月28日

春季休業日4月1日から4月10日まで夏季休業日7月11日から9月10日まで

冬季休業日12月25日から翌年1月8日まで学年末休業日3月21日から3月31日まで

第2章 教育に関する事項

第1節 修業年限及び学期の区分

(修業年限)

第28条 学生の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科については6年 とする。

(学期の区分)

第29条 学期の区分は、学部規則において定める。

第2節 学生定員

(学生定員)

第30条 学生定員は、次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員	外 国 人	収容定員
				留学生定員	
文学部	心理学科	85名	1名	2名	350名
	情報社会学科	52名	1名	2名	218名
	国際文化学科	102名	2名	4名	428名
	社会福祉学科	52名	1名		210名
人間健康学部	総合子ども学科	50名			200名
	スポーツ医科学科	· 70名			280名
法学部	法律学科	220名	4名	4名	904名
	国際政治学科	66名		4名	280名
経済学部	経済学科	152名	2名	5名	632名
	文化経済学科	96名	2名	4名	404名
商学部	商学科	240名		10名	1,000名
医学部	医学科	110名			660名
	看護学科	110名			440名

第3節 教育課程等に関する事項

(教育課程)

- 第31条 学部における教育課程、履修の方法、課程の修了及び進級に関する事項は、学部規則において定める。
- 第31条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に 利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 4 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施 設以外の場所で行うことができる。

(卒業)

第32条 第28条に規定する期間以上在学し、所定の教育課程を履修取得した者には、学士の学位を授与する。

第33条 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第31条の2第2項の授業の 方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、卒業に必要 な単位が124単位(医学部医学科にあっては188単位)を超える学部にあっては、 その超える部分の単位数を60単位に加えることができる。

第4節 入学に関する事項

(入学の時期)

- 第34条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第39条による入学については、別に定める。
- 2 第35条第3号及び第4号に該当する者については、教育上支障がないときは、 後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

- 第35条 学部に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在 外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、満18歳に達した者
 - (8) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後修了した者
 - (9) 学校教育法第90条第2項の規定により他大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(学力検定料)

第36条 第35条第7号によって学力検定を受けようとする者は、別に定める学力検定料を納入しなければならない。

(入学志願手続)

第37条 入学志願者は、別に定めるところにより、入学願書及び資料に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第38条 入学は、選考のうえ許可する。

(再入学)

第39条 再入学を志願する者については、前条の規定にかかわらず入学を許可することができる。

(編入学)

- 第40条 次の各号の一に該当する者で編入学を志願する者については、選考のう え編入学を許可することができる。
 - (1) 本学の一の学部の卒業者又は修業者

- (2) 他の大学の卒業者又は修業者
- (3) 短期大学又は高等専門学校の卒業者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

(入学手続)

- 第41条 入学を許可された者は、誓約書その他の書類を学長に提出し、所定の学 納金を所定の期日までに納めなければならない。
- 2 前項に規定する手続を履行しないときは、入学許可を取消す。

第5節 在学年限

(在学年限)

- 第42条 学生は、第2年次の終りまでに4年、通算8年を超えて在学することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生については、第1年次から第4年次においては各2年、第5年次から第6年次の終わりまでに4年、通算12年を超えて在学することができない。

第6節 転学部、転学科、休学、復学、退学、転学及び留学

(転学部及び転学科)

第42条の2 転学部及び転学科は、収容定員に余裕のある場合、学長が許可する ことができる。

(休学)

- 第43条 学生が、病気その他やむを得ない事情のため引続き3月以上修業できないときは、学長の許可を得て休学することができる。
- 第44条 病気のため修業に不適当と認められる学生に対しては、学長は、休学を 命ずることができる。

(復学)

第45条 休学期間が満了したとき、又は休学中にその事情が消滅したときは、学 長の許可を得て復学することができる。

(休学期間)

- 第46条 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。
- 第47条 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の休学期間は、連続して2年及び通算して4年を超えることができない。

(休学中の学納金)

第48条 休学期間中の学納金については、別に定める。

(退学)

第49条 学生が退学しようとするときは、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(転学)

第50条 学生が他の大学に転学しようとするときは、事前に書面をもって学長に 願い出て、その許可を受けなければならない。

(留学)

- 第50条の2 学生が外国の大学に留学しようとするときは、事前に書面をもって 学長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の取り扱いについては、別に定める。

第7節 教員免許状及び資格取得等に関する事項

(教員免許状取得の所要資格)

- 第51条 教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許 法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。
- 2 本学の学部の学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、 次の表に掲げるとおりとする。取得方法については、別に定める。

学 部	学科	教員の免許状の種類	免 許 教 科
	心理学科	高等学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状	公民
文学部	情報社会学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民
义 子 叫	国際文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語・社会・英語 国語・地理歴史・英語
	社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状	公民・福祉
人間健康	総合子ども学科	幼稚園教諭一種免許状	
学部	スポーツ医科学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育 保健体育
法学部	法 律 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民
位 子 明	国際政治学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史・公民
経済学部		中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民・情報・商業
座(月子司)	文化経済学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史・公民
商学部	商学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史・公民・情報 商業

(図書館司書となる所要資格)

- 第51条の2 図書館司書となる資格を取得しようとする者は、図書館法及び図書 館法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

(日本語教育)

- 第51条の3 本学に、外国人に日本語を教育する教員の養成を行うために必要な 授業科目を開設する。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

第51条の4 削除

(博物館学芸員となる所要資格)

- 第51条の5 博物館学芸員となる資格を取得しようとする者は、博物館法及び博物館法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

(精神保健福祉士国家試験受験資格)

- 第51条の6 精神保健福祉士国家試験受験資格取得志望者は、精神保健福祉士法 に定める所要単位を修得しなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

(社会福祉士国家試験受験資格)

- 第51条の7 社会福祉士国家試験受験資格取得志望者は、社会福祉士及び介護福祉 士法に定める所要単位を修得しなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。 (保育士の資格取得)
- 第51条の8 人間健康学部総合子ども学科における保育士資格取得志望者は、児童 福祉法及び児童福祉法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

(公認心理師国家受験資格)

- 第51条の9 文学部心理学科における公認心理師国家試験受験資格取得希望者は、 公認心理師法に定める所要単位を修得しなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。 (履修料及び実習料)
- 第52条 第51条、第51条の2、第51条の3、第51条の5、第51条の6、第51条の7、第51条の8及び第51条の9の教員免許状の取得及び資格取得等のための科目を履修しようとする者は、別に定める履修料及び実習料を納入しなければならない。

第7節の2 専攻科に関する事項

(専攻科)

第52条の2 本学に次の専攻科を置き、学生収容定員は、次のとおりとする。

文学専攻科 心理学専攻 5名

情報社会専攻 5名

国際文化専攻 5名

社会福祉専攻 5名

法学専攻科 法律学専攻 10名

国際政治学専攻 5名

経済学専攻科 経済学専攻 10名

商学専攻科 商学専攻 10名

2 専攻科については、別に定める。

第7節の3 留学生別科に関する事項

(留学生別科)

- 第52条の3 本学に留学生別科を置く。
- 2 別科の修業年限は、1年(以下「1年コース」という。)又は1年半(以下「1年半コース」という。)とする。ただし、教育上適当と認められる場合は、別に定めるところにより、通算2年までの在学を許可することができる。
- 3 1年コース及び1年半コースの学生収容定員は、次のとおりとする。

収容定員 55名

留学生別科 15名

名 20名

4 留学生別科については、別に定める。

第8節 科目等履修生、特別科目等履修生、派遣聴講生、外国人学生及び 外国人留学生に関する事項

(科目等履修生)

- 第53条 学部の授業科目を定めて聴講しようとする者には、学部長は、学部の定めるところにより、科目等履修生として授業の聴講を許可することができる。 (特別科目等履修生、派遣聴講生)
- 第54条 本学と単位互換に関する協定のある大学等との間で、特別科目等履修生 又は派遣聴講生として相互交流をしようとするときは、事前に書面をもって学長 に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

(聴講授業科目単位の認定)

第55条 科目等履修生に対しては、聴講した授業科目の単位を認定することができる。

(聴講料)

- 第56条 科目等履修生は、別に定める聴講料を納入しなければならない。 (外国人学生及び外国人留学生)
- 第57条 外国人であって、高等学校の卒業者と同等以上の学力があると認められる者は、選考のうえ外国人学生として学部に入学を許可することができる。
- 2 外国人であって、高等学校の卒業者と同等以上の学力があると認められる者は、 選考のうえ外国人留学生(一般留学生)として学部に入学を許可することができ る。

(協定に基づく外国人留学生)

- 第57条の2 外国人であって、外国の大学から協定に基づき派遣される者は、選 考のうえ外国人留学生(協定校留学生)として学部に留学を許可することができ る。
- 2 前項の取り扱いについては、別に定める。

第9節 研究生に関する事項

(研究生)

- 第58条 学部において特殊事項に関する研究に従事しようとする者があるときは、 当該学部において適当と認め、かつ、さしつかえのない場合に限り、学部の定め るところにより研究生として入学を許可することができる。
- 2 本学附属の研究所の研究生に関する事項については、別に定める。 (資格)
- 第59条 研究生として入学を志願することのできる者は、学士又はこれと同等以上の学力があり、かつ、学部において適当と認められた者とする。 (志願)
- 第60条 研究生として入学を志願する者は、別に定めるところにより、願書に研究事項を記載し、履歴書及び入学検定料を添えて学部長に提出しなければならない。

(入学)

第61条 研究生の入学は、学部長が教授会の議を経て許可する。

(指導教育職員)

第62条 研究生の指導教育職員は、教授会において定める。

(入学の時期)

第63条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある ときは、この限りでない。

(研究期間)

第64条 研究生の研究期間は、1年とする。ただし、必要があるときは指導教育職員を通じて申し出る場合、研究期間の延長を許可することができる。

(学部の講義の聴講、実験又は実習参加)

- 第65条 研究生に対して、指導教育職員の請求があるときは、学部長は教授会の 議を経て学部の講義、実験又は実習に出席することを許可することができる。 (退学)
- 第66条 研究生が、退学しようとするときは、書面をもって学部長に願い出て、 その許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第67条 研究生が、次の各号の一に該当するときは、学部長は教授会の議を経て 除籍する。
 - (1) 第68条に定める料金の督促を受けても納入しないとき
 - (2) 研究を怠り研究生として不適当と認められるとき (入学料及び研究料)
- 第68条 研究生は、別に定める入学料及び研究料を納入しなければならない。

第3章 学納金に関する事項

(入学金)

- 第69条 学部に入学する者は、入学金を納入しなければならない。
- 2 入学金の納入の時期は、別表第2-1及び別表第2-2に定める。 (授業料)
- 第70条 学生は、授業料を納入しなければならない。
- 2 授業料は、分納することができる。分納の時期及び額については、別表第2-1及び別表第2-2に定める。
- 3 学年の中途において卒業する者の納入する授業料は、別に定める。
- 4 外国の大学に留学する者の授業料については、別に定める。 (その他の納入金)
- 第71条 学生は、その他の納入金を納入しなければならない。
- 2 その他の納入金は、分納することができる。分納の時期及び額については、別表第2-1及び別表第2-2に定める。

(学納金の返環)

- 第72条 この学則に基づいて納められた学納金は、返還しない。ただし、特待生 及び所定の期日までに入学辞退の届け出を行い、かつ、学納金の返還を申し出た 者については、入学金を除く学納金を返還する。
- 2 医学部医学科学生納入金減免規程に基づいて減免を決定された者については、 既納の学納金のうちから減免額を返還する。

(学納金表等)

- 第73条 学納金及びその分納額は、次のとおりとする。
 - (1) 第37条及び第60条に規定する入学検定料については、別表第1
 - (2) 第69条、第70条及び第71条に規定する入学金、授業料、施設拡充維持料、教

育充実料、実験実習料及び休学時在籍料については、別表第2-1及び別表第 2-2

(3) 第56条及び第68条に規定する聴講料、入学料及び研究料については、別表第3

(諸証明手数料)

第74条 学生が、諸証明書を請求するときは、証明手数料を納入しなければならない。

(追試験料等)

第75条 追試験又は再試験を受ける学生は、試験料を納入しなければならない。 試験料は、学部において定める。

第4章 表彰、除籍及び懲戒に関する事項

(表彰)

- 第76条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長は教授会の意見を聞いて 適当な方法で表彰することができる。
 - (1) 学業人物ともに優秀な学生
 - (2) 特に賞賛に値する行為のあった学生
- 2 前項第1号に該当する者で特に優秀な者は、特待生とすることができる。特待生に関する規程は、別に定める。

(除籍)

- 第77条 学生が、この学則その他の規則で定められた学納金(教員免許状及び資格取得等のための科目の履修料及び実習料は除く。)の督促を受けても納めないときは、学部長は学長の許可を得て除籍する。
- 2 学生が長期間欠席し、又は成業の見込みがないと認められるときは、学部長は、 学長の許可を得て除籍する。

(懲戒)

- 第78条 学生が、この学則又はこれに基づいて定められた諸規則に違反し、本学の名誉を傷つける言動をし、その他本学学生としての本分に背く行為をしたときは、その軽重によって学部長は、学長の命により懲戒する。
- 2 懲戒は、戒告、停学及び放学とする。ただし、放学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他本学学生としての本分に著しく背いた者 (停学期間の学納金)
- 第79条 学生は、停学期間中もこの学則その他の規則によって定められる学納金 を納入しなければならない。

第5章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第80条 本学に、健康相談施設、学生集会所、学生食堂、学生売店、寄宿舎等を おくことができる。

第6章 健康診断

(健康診断)

第81条 学生は、毎年定められたときに健康診断を受けなければならない。

附則

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる学則は、廃止する。

久留米大学学則(昭和25年4月1日施行)

附 則 (52. 5. 27)

この学則は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則 (52. 10. 28)

この学則は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則 (52. 11. 25)

- 1 この学則は、昭和52年12月24日から施行する。
- 2 学則第73条については、昭和52年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。

附 則 (53. 2. 24)

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (53. 7. 28)

この学則は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則 (53. 12. 22)

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和53年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (54. 2. 23)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (54. 6. 22) (55. 1. 8 付文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず商学部については、昭和57年度までの学生総定員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	総定員
55	FE 34 24 40	商学科	970
55	商学部	経済学科	700
E.G.	50 7 7 24 40	商 学 科	980
56	商学部	経済学科	800
57 商学部	商学科	990	
57	旧 子 司	経済学科	900

附 則 (54. 10. 26)

この学則は、昭和54年11月24日から施行する。

附 則 (54. 11. 27)

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和54年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (55. 1. 25)

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (55. 6. 27)

この学則は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則 (55. 10. 27)

この学則は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則 (55. 12. 26)

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (56. 10. 30)

- 1 この学則は、昭和56年11月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和56年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (57. 12. 24)

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和57年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (58. 12. 23)

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和58年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (59. 12. 21)

この学則は、昭和59年12月21日から施行する。ただし、改正後の第73条第1項第1号及び第2号については、昭和60年度入学に係る者から適用する。

附 則 (60. 5. 24)

この学則は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則 (60. 9. 27)

この学則は、昭和60年10月15日から施行する。

附 則 (61. 1. 24)

この学則は、昭和61年2月1日から施行する。

附 則 (60. 12. 20)

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和60年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (61. 9. 26)

この学則は、昭和61年10月15日から施行する。

附 則 (61. 12. 26)

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和61年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (60. 6. 28) (61. 12. 23付文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず法学部については、昭和64年度までの学生総定員は、 次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	総定員
62	法 学 部	法 律 学 科	250

63	法 学 部	法 律 学 科	500
64	法 学 部	法 律 学 科	750

附 則 (62. 12. 25)

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和62年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (63. 12. 23)

- 1 この学則は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和63年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。

附 則 (1.3.24)

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 入学金については、学則第73条第1項第2号の定めにかかわらず、平成元年度 入学者で平成元年3月31日までに入学の意思表示をした者には適用せず、改正前 の規定による。
- 3 昭和63年度までの入学生については、学則第73条第1項第2号の授業料、施設 設備維持料又は施設拡充維持料及び教育充実料については適用せず、なお改正前 の規定による。ただし、施設設備維持料又は施設拡充維持料については、従前の 額に3%を加算するものとする。
- 4 平成元年度の入学生に係る同年度の施設設備維持料又は施設拡充維持料については、昭和63年12月29日までに入学手続を完了した者には、施設設備維持料の規定は適用せず、改正前によるものとし、その他の者に係る施設設備維持料及び施設拡充維持料についての別表第2に定める納入期限については、理事長が別に定めるところによるものとする。

附 則 (1.7.28)

この学則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則 (2.1.26)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成元年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (1.8.25)

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (2. 7. 27)

- 1 この学則は、平成2年7月27日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 学則第51条については、平成元年度までの入学生には適用せず、改正前の規定 による。

附 則 (3.1.25)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成2年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (3.7.26)

この学則は、平成3年7月26日から施行する。

附 則 (3.9.28)

この学則は、平成3年9月28日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則 (3.9.28)

- 1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 平成元年3月24日改正の附則第3項のただし書による昭和63年度までの入学生 の施設設備維持料又は施設拡充維持料に係る3%の加算額は、これを徴収しない ものとする。

附 則 (3.12.20)

この学則は、平成3年12月20日から施行し、同年11月14日から適用する。

附 則 (3.12.20)

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成3年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則(4.2.28)(3.12.20付文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず文学部については、平成6年度までの学生総定員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	総定員
4	4 文学部	人間科学科	100
4		国際文化学科	100
5	文 学 部	人間科学科	200
o l	义 子 部	国際文化学科	200
6	文 学 部	人間科学科	300
0	义 子 部	国際文化学科	300

3 第30条の規定にかかわらず医学部については、平成8年度までの学生総定員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	総定員
4	医 学 部	医 学 科	700
5	医 学 部	医 学 科	680
6	医 学 部	医 学 科	660
7	医学部	医 学 科	640
8	医 学 部	医 学 科	620

4 第30条の規定にかかわらず平成4年度から平成11年度までの法学部法律学科の 入学定員は、300名とする。

附 則 (4.7.24)

この学則は、平成4年7月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (4.7.24)

この学則は、平成4年7月24日から施行する。

附 則 (4.12.25)

- この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成4年度までの入学生には適用せず、

改正前の規定による。

附 則 (5.3.26)

この学則は、平成5年3月26日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (5.3.26)

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (6.2.25)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず法学部法律学科、法学部国際政治学科、経済学部経済学科及び医学部看護学科については、平成8年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

なお、商学部経済学科については、平成8年度までの学生の収容定員は次の表のとおりとし、当該学科に在学者がなくなるまでの間存続するものとする。

摘要 年度	学部	学科	収容定員
	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	950 50
6	経済学部	経済学科	250
	商学部	経済学科	750
	医 学 部	看護学科	100
	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	900 100
7	経済学部	経済学科	500
	商学部	経済学科	500
	医学部	看護学科	200
8	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	850 150
	経済学部	経済学科	750
	商学部	経済学科	250
	医 学 部	看 護 学 科	300

- 3 第30条の規定にかかわらず平成6年度から平成11年度までの法学部法律学科の 入学定員は、230名とし、法学部国際政治学科の入学定員は、70名とする。
- 4 学則第42条第1項については、平成5年度までの入学生には適用せず改正前の 規定による。
- 5 学則第73条第1項第2号については、平成5年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (6.3.24)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (6.11.25)

この学則は、平成6年11月25日から施行する。

附 則 (6.11.25)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成6年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

なお、文学部人間科学科心理学系の実験実習料については、平成7年度以降に おいて2年次生、3年次生及び4年次生となる者から適用する。

附 則 (7.12.22)

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成7年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (8.1.26)

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (8.11.22)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第1号については、平成7年11月1日から適用する。
- 3 学則第73条第1項第2号については、平成8年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (9.3.28)

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (9.6.27)

この学則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (9.6.27)

この学則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (9.9.26)

この学則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (10. 1. 30)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (10. 1. 30)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (10. 1. 30)

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成9年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (10. 3. 27)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (11. 1. 29)

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (11. 1. 29)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成10年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (11. 5. 28)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(11.5.28)(11.10.22付文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず法学部については、平成14年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	収容定員
10	12 法学部	法 律 学 科	885
12		国際政治学科	245
13	法 学 部	法 律 学 科	920
13		国際政治学科	270
14 法学部	\ → □ → □	法 律 学 科	950
	大子 部 	国際政治学科	290

附 則(11.5.28)(11.12.22付文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 学則第30条の規定にかかわらず文学部社会福祉学科については、平成14年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。
- 3 学則第73条第1項第2号については、平成11年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

捕要 年度	学部	学科	収容定員
12	文 学 部	社会福祉学科	100
13	文 学 部	社会福祉学科	200
14	文 学 部	社会福祉学科	310

附 則 (11. 11. 26)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成11年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (11. 12. 24)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (12. 1. 28)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(12.4.27)(12.10.26付文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 学則第30条の規定にかかわらず医学部看護学科の平成13年度の収容定員は、 408名とする。

附 則 (12. 9. 22)

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (13. 1. 26)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成12年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (13. 7. 27)

この学則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則(13.3.22)(13.8.1付文部科学大臣認可)

(13. 10. 30付文部科学大臣認可)

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 学則第73条第1項第2号については、平成13年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。
- 3 第30条の規定にかかわらず文学部の心理学科及び情報社会学科並びに経済学部の経済学科及び文化経済学科については、平成16年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

なお、文学部人間科学科については、平成16年度までの学生の収容定員は次の表のとおりとし、当該学科に在学生がなくなるまでの間存続するものとする。

摘要 年度	学部	学科	収容定員
14	文 学 部	心 理 学 科 情報社会学科 人 間 科 学 科	87 63 331
	経済学部	経 済 学 科 文化経済学科	980 100
15	文 学 部	心 理 学 科 情報社会学科 人 間 科 学 科	174 126 226
	経済学部	経 済 学 科 文化経済学科	880 200
16	文 学 部	心 理 学 科 情報社会学科 人 間 科 学 科	266 194 113
	経済学部	経 済 学 科 文化経済学科	770 310

附 則 (13. 9. 28)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (14. 1. 25)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (14. 6. 28)

この学則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(15.4.25)(15.11.27付文部科学大臣認可)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (15. 9. 26)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (16. 1. 23)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (16. 11. 26)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (16. 11. 26)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度までの医学部医学科の入学生については、第42条第2項に規定のうち「第4年次の終りまでに8年、通算12年を超えて在学することができない。」を 「通算12年を超えて在学することができない。」に読み替える。

附 則 (17. 9. 22)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (18. 9. 22)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず文学部情報社会学科、文学部国際文化学科、法学部 法律学科、法学部国際政治学科、経済学部文化経済学科及び商学部商学科につい ては、平成21年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

摘 要 年 度	学部	学科	収 容 定 員
	文 学 部	情報社会学科 国際文化学科	261 443
19	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	979 309
	経済学部	文化経済学科	419
	商学部	商 学 科	1, 045
	文 学 部	情報社会学科 国際文化学科	260 442
20	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	978 308
	経済学部	文化経済学科	418
	商 学 部	商 学 科	1, 050
	文 学 部	情報社会学科 国際文化学科	259 441
21	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	977 307
	経済学部	文化経済学科	417
	商学部	商学科	1, 055

附 則 (18. 11. 24)

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(19.2.23)
- この学則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(19.9.28)
- この学則は、平成19年10月1日から施行する。 附 則 (20. 2. 22)
- この学則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(20.9.17)
- この学則は、平成20年9月1日から施行する。 附 則 (20. 9. 17)
- この学則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(20.9.17)
- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、平成25年度までの学生総

定員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	総定員
21	医学部	医学科	610
22	医 学 部	医学科	620
23	医学部	医学科	630
24	医学部	医学科	640
25	医学部	医学科	650

附 則 (21. 7. 24)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部看護学科の平成22年度の収容定員は、408名とする。

附 則 (21. 9. 25)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、平成26年度までの学生総 定員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	総定員
22	医学部	医学科	625
23	医学部	医学科	640
24	医 学 部	医学科	655
25	医学部	医学科	670
26	医学部	医学科	685

附 則 (21. 11. 27)

この学則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (21. 11. 27)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度までの医学部看護学科入学生については、学則第73条第1項第2号 は適用せず、改正前の規定による。

附 則 (22. 9. 24)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度までの医学部医学科の研究生については、学則第73条第1項第3号 は適用せず、改正前の規定による。

附則

この学則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (24. 3. 22)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず文学部心理学科、文学部情報社会学科、文学部国際 文化学科、文学部社会福祉学科、法学部法律学科、法学部国際政治学科、経済学 部経済学科、経済学部文化経済学科及び商学部商学科については、平成27年度ま での学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	収容定員
		心理学科	357
	ተ <u>አን</u> ሩ ቶቦ	情報社会学科	256
	文 学 部	国際文化学科	437
		社会福祉学科	416
25	法学部	法 律 学 科	971
	伍 子 即	国際政治学科	301
	経済学部	経済学科	655
	座 併 子 司	文化経済学科	411
	商学部	商 学 科	1, 055
	文 学 部	心理学科	356
		情報社会学科	254
		国際文化学科	434
		社会福祉学科	412
26	法学部	法 律 学 科	966
	公子 部	国際政治学科	296
	経済学部	経済学科	650
	胜 伊 于 印	文化経済学科	406
	商学部	商 学 科	1, 050
		心理学科	357
	文 学 部	情報社会学科	255
	文 于 即	国際文化学科	437
		社会福祉学科	413
27	法 学 部	法 律 学 科	966
	伍 子 副	国際政治学科	296
	奴 汶 学 如	経済学科	650
	経済学部	文化経済学科	406
	商学部	商 学 科	1, 055

附 則 (26. 7. 25)

この学則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (26. 7. 25)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成26年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (26. 11. 28)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 学則第47条第2項については、平成26年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (27. 3. 27)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (27. 9. 25)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 学則第52条の3第2項のただし書については、平成27年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (27. 12. 25)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 学則第42条第2項については、平成27年度までの入学生には適用せず、改正前 の規定による。

附 則 (28. 9. 23)

この学則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (28. 2. 26)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第30条にかかわらず文学部心理学科、文学部情報社会学科、文学部国際文化学科、文学部社会福祉学科、人間健康学部総合子ども学科、人間健康学部スポーツ医科学科、法学部法律学科、法学部国際政治学科、経済学部経済学科、経済学部文化経済学科、商学部商学科及び医学部看護学科については、平成31年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	収容定員
		心理学科	356
	 	情報社会学科	246
	文 学 部	国際文化学科	437
		社会福祉学科	364
	人間健康学	総合子ども学科	50
29	部	スポーツ医科学科	70
29	法学部	法 律 学 科	956
		国際政治学科	286
	経済学部	経済学科	647
	性 伊 子 印	文化経済学科	404
	商学部	商学科	1, 045
	医 学 部	看 護 学 科	410
		心理学科	354
30	文 学 部	情報社会学科	236
		国際文化学科	434

		社会福祉学科	314
	人間健康学	総合子ども学科	100
	部	スポーツ医科学科	140
	法学部	法 律 学 科	946
	公子 司	国際政治学科	276
	経済学部	経済学科	644
	性 伊 子 叩	文化経済学科	402
	商学部	商学科	1,030
	医 学 部	看 護 学 科	420
	文 学 部	心理学科	352
		情報社会学科	226
		国際文化学科	431
		社会福祉学科	264
	人間健康学	総合子ども学科	150
31	部	スポーツ医科学科	210
01	 法 学 部	法 律 学 科	936
	法 学 部	国際政治学科	266
	経済学部	経済学科	641
	一	文化経済学科	400
	商学部	商学科	1, 015
	医 学 部	看 護 学 科	430

附 則 (29. 7.28)

この学則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則 (29. 11. 24)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (30. 3. 23)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (30. 7. 27)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号の別表第2-1については、平成30年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (31. 2. 22)

- 1 この学則は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず文学部心理学科、文学部情報社会学科、文学部国際文化学 科、文学部社会福祉学科、法学部法律学科、法学部国際政治学科、経済学部経済学科及 び経済学部文化経済学科については、平成34年度までの学生の収容定員は、次の表のと おりとする。

摘要 年度	学部	学科	収容定員
		心理学科	349
		情報社会学科	216
	文 学 部	国際文化学科	426
32		社会福祉学科	211
32	法学部	法 律 学 科	915
	伍 子 即	国際政治学科	262
	 経済学部	経済学科	635
	性 伊 于 印	文化経済学科	398
	文 学 部	心理学科	348
		情報社会学科	216
		国際文化学科	424
33		社会福祉学科	208
) 	法 学 部	法 律 学 科	904
		国際政治学科	268
	経済学部	経済学科	632
		文化経済学科	398
		心理学科	349
	 文 学 部	情報社会学科	217
	人 子 即	国際文化学科	426
34		社会福祉学科	209
) 	法 律 学 科	904
	法 学 部	国際政治学科	274
	奴 汝 学 並	経済学科	632
	経済学部	文化経済学科	401

附 則 (1.12.26)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和8年度までの入学定員及び学生総定員は、次の表のとおりとする。ただし、令和2年度及び3年度の入学定員及び学生総定員については適用せず、改正前の規定による。

摘要 年度	学 部	学科	入学定員	総定員
令和 2	医 学 部	医学科	115	690
令和3	医 学 部	医学科	115	690

令和4	医学部	医学科	110	685
令和 5	医学部	医学科	110	680
令和6	医学部	医学科	110	675
令和7	医学部	医学科	110	670
令和8	医 学 部	医学科	110	665

附 則 (2.3.27)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (3.3.26)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (3.3.26)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 学則第51条第2項については、令和2年度までの入学生には適用せず、改正前の規 定による。

附 則 (3.5.28)

この学則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (3.7.30)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和9年度までの入学定員及び学生総定員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	入学定員	総定員
令和4	医学部	医学科	115	690
令和 5	医学部	医学科	110	685
令和 6	医学部	医学科	110	680
令和 7	医学部	医学科	110	675
令和8	医学部	医学科	110	670
令和 9	医学部	医学科	110	665

附 則 (4.2.25)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (4. 7. 22)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和10年度までの入学定員及び 学生総定員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	入学定員	総定員
令和 5	医学部	医学科	115	690
令和6	医学部	医学科	110	685
令和 7	医学部	医学科	110	680
令和8	医 学 部	医学科	110	675

令和 9	医学部	医学科	110	670
令和10	医学部	医学科	110	665

附 則 (4.9.30)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 学則第42条第2項については、令和4年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

入学検定料の納入金表

学部	文学部・人間健康学 部・法学部・経済学		医	学	部
金額・	部· 伍子司 部·商学部	1) * 腔併子	医 学 科	看護学科	納入期限
項目 関限	納入金額	納入期限	納入金額	納入金額	
入学検定料	32,000円	入学願書 受付締切日	60,000円	32,000円	入 学 願 書 受付締切日
入学検定料 (共通テスト利用 選抜)	15, 000円	入 学 願 書 受付締切日		15,000円	入学願書受付締切日
入学検定料 (前期・共通テス ト併用型選抜)	10,000円	入学願書受付締切日		10,000円	入学願書受付締切日
入学検定料 (共通テスト英語 4技能利用選抜)	15, 000円	入 学 願 書 受付締切日			入学願書受付締切日
入学検定料 (学部研究生)	20,000円	入 学 願 書 受付締切日			

備考

- 1 文学部、人間健康学部、法学部、経済学部及び商学部の前・後期一般選抜において、同一試験日に併願した場合のみ、2学部目以降の入学検定料を各々10,000円とする。
- 2 文学部、人間健康学部、法学部、経済学部及び商学部の共通テスト利用選抜(A 日程又はB日程)及び共通テスト英語4技能利用選抜において併願した場合は、2 学部目以降の入学検定料を各々10,000円とする。
- 3 文学部、人間健康学部、法学部、経済学部、商学部及び医学部看護学科の前期・ 共通テスト併用型選抜(前期一般選抜と大学入学共通テストとの併用入試)の検定 料については、各々の前期一般選抜検定料に加え、別途、10,000円とする。また、 併願した場合の2学部目以降の入学検定料についても同額とする。
- 4 医学部医学科において、同一試験で実施される異なる試験種別を併願する場合、 併願分の入学検定料を30,000円とする。

別表第2-1

入学金、授業料その他の納入金表

学部	文学部・法学	人間健	康学部	
金額・	部・経済学部・ 商学部	総合子ども学科	スポーツ医科学科	
項目	納入金額	納入金額	納入金額	納入期限
入 学 金	200,000円	200,000円	200,000円	入学申込締切日
授 業 料 1 期 2 期	335, 000円 335, 000円	345, 000円 345, 000円	385, 000円 385, 000円	4月末日(※1) 10月末日
教 育 充 実 料 1 期 2 期	80, 000円 80, 000円	80, 000円 80, 000円	80, 000円 80, 000円	4月末日(※1) 10月末日
実験 第 1 2 期 2 期 2 期 2 期 2	文学部 心理学科 25,000円 25,000円 文学部 情報社会学科 10,000円 10,000円 文学部 社会福祉学科 25,000円 25,000円	35, 000円 35, 000円	35, 000円 35, 000円	4月末日(※1) 10月末日 4月末日(※1) 10月末日 4月末日(※1) 10月末日
休学時在籍料 (月 額)	10,000円	10,000円	10,000円	休学手続時

備考

1 (※1)は、新入生については、入学手続締切日と読替えるものとする。

別表第2-2

入学金、授業料その他の納入金表

学部		医生	学部	
金額・期限	医学科	納入期限	看護学科	納入期限
項目	納入金額	がい/ \	納入金額	₩1 / \ }9] PK
入 学 金	1,000,000円	入学申込締切日	300,000円	入学申込締切日
授 業 料 1 期 2 期 3 期	900, 000円 900, 000円 900, 000円	4月末日(※1) 8月末日 12月末日	310, 000円 310, 000円 310, 000円	4月末日(※1) 8月末日 12月末日
施設拡充維持料 1 期 2 期 3 期	500, 000円 500, 000円 500, 000円	4月末日(※1) 8月末日 12月末日		
教 育 1 2 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	4,000,000円 2,000,000円 1,000,000円 1,000,000円 1,000,000円	入学手続締切日 入学翌年度 (4月末日)	100, 000円 100, 000円 100, 000円 100, 000円	入学手続締切日 4月末日 4月末日 4月末日
実験実習料 (年額)			250,000円	4月末日(※1)
休学時在籍料(※2) (月 額)	10,000円	休学手続時	10,000円	休学手続時

備考

- 1 (※1)は、新入生については、入学手続締切日と読替えるものとする。
- 2 (※2)は、平成21年度までの入学生には適用しない。

別表第3

聴講料、入学料及び研究料の納入金表

	学部	文学部・人間健康生			医	学	部	
		法学部・経済学部・	商学部	医 学	科	看	護学	斗
項目	金額・期限	納 入 金 額	納入期限	納 入 金 額	納入期限	納入	金 額	納入期限
		本 学 その他 卒業生 の 者		1期 450,000円 2期 450,000円 3期 450,000円	4月末日 8月末日 12月末日	本 学 卒業生	その他 の 者	
聴	講料	1 単位1 単位にの00円6,000円ただし、ただし、単位認定定希望者は6,000円10,000円	聴講許 可後14 日以内	聴 講 す る 学年の授業 料の1/2額	た聴講のは、 で講聴 では が で が は り は り り り り り り り り り り り り り り り り	1に4,000に単定者の00に位き円、認望は円の00に	1 に 6,000 に 単 つ 00 し 位 き 円 、 認 望 は 円 10,000円	聴講許 可後14 日以内
	入学料	20,000円	入学許 可後 14 日以内	30, 000 円	入 学 許 可後 14 日 以 内			
研	研究料	180, 000 円 (140, 000 円)	入学後 1ヶ月 以 内	500, 000 円 (350, 000 円)	入学許可 後14日以 内			
究								
生		()内は本学 卒 業 者		()内は本学 卒 業 者				

備考

- 1 研究生に係る研究料は、年額とし、納入期限までに一括して納入するものとする。
- 2 平成22年度までの医学部医学科の研究生については、本表は適用しない。

変更の事由

福岡県内における医師不足解消が喫緊の課題であることから、本学において も平成22年度から福岡県地域枠として5名を増員することにより、地域に根 差した優秀な医師を輩出し、福岡県の地域医療に貢献してきたところである。

しかしながら、福岡県内においては今もなお地域や診療科によっては医師の 偏在があり、十分ではないことから、引き続き5名の入学定員増員を実施する。

変更点

久留米大学医学部医学科の入学定員を115名、収容定員を690名とする。

		'₩	* *						旦			
	第2節	学生定員					第2節	学生定員				
	(学生定員)						(学生定員)					
無	第30条 学生反	学生定員は、次のとおりとする。	する。				第30条 学生短	学生定員は、次のとおりとする。	1 2°			
		入学	入学定員 編入学定員	é定員 外	州	収容定員		入凉	入学定員 編入	編入学定員 外 [三	収容定員
				四	留学生定員					小点图	留学生定員	
	文学部	心理学科	85名	1名	2名	350名	文学部	心理学科	85名	1名	2名	350名
		情報社会学科	52名	1名	2名	218名		情報社会学科	52名	1名	2名	218名
		国際文化学科	102名	2名	4名	428名		国際文化学科	102名	2名	4名	428名
		社会福祉学科	52名	1名		210名		社会福祉学科	52名	1名		210名
	人間健康学部	総合子ども学科	50名			200名	人間健康学部	総合子ども学科	50名			200名
		スポーツ医科学科	70名			280名		スポーツ医科学科	70名			280名
	法学部	法律学科	220名	44	4名	904名	法学部	法律学科	220名	4名	4名	904名
		国際政治学科	899		4名	280名		国際政治学科	899		4名	280名
	経済学部	経済学科	152名	2名	5名	632名	経済学部	経済学科	152名	2名	5名	632名
		文化経済学科	96名	2名	4名	404名		文化経済学科	96名	2名	4名	404名
	商学部	商学科	240名		10名	1,000名	商学部	商学科	240名		10名	1,000名
	医学部	医学科	110名			8099	医学部	医学科	110名			8099
		看護学科	110名			440名		看護学科	110名			440名

附則

入学定員及び学生総定員は、次の表のとおりとする。

線箇所は改正部分を示す。

¹ この学則は、令和6年4月1日から施行する。2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和11年度までの

辫

 $\underline{\mathbb{H}}$

線箇所は改正部分を示す。

(選)

総定員	069	289	089	9 2 9	0 2 9	999
入学定員	1 1 5	1 1 0	1 1 0	1 1 0	1 1 0	1 1 0
学科	医学科	医学科	医学科	医学科	医学科	医学科
学部	医学部	医学部	医学部	医学部	医学部	医学部
摘要 年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1 学則変更(収容定員変更)の内容

久留米大学医学部医学科は、平成22年度から地域枠5名の増員により入学定員を115名としたことに伴い、平成27年には収容定員が690名となった。令和6年度についても入学定員115名、収容定員690名とする。

平成21年度 入学定員:110名 収容定員:660名

平成22年度 入学定員:115名 収容定員:665名 平成23年度 入学定員:115名 収容定員:670名 平成24年度 入学定員:115名 収容定員:675名 平成25年度 入学定員:115名 収容定員:680名 平成26年度 入学定員:115名 収容定員:685名 平成27年度 入学定員:115名 収容定員:690名

平成28年度 入学定員:115名 収容定員:690名 平成29年度 入学定員:115名 収容定員:690名 平成30年度 入学定員:115名 収容定員:690名 平成31年度 入学定員:115名 収容定員:690名 令和 2年度 入学定員:115名 収容定員:690名 令和 3年度 入学定員:115名 収容定員:690名

令和 5年度 入学定員:115名 収容定員:690名

令和 6年度 入学定員:115名 収容定員:690名

2 学則変更(収容定員変更)の必要性

久留米大学は、1928年創立の九州医学専門学校を礎に、建学の精神「国手の矜持(ほこり)は常に仁なり」を原点としている。これを継承する基本理念として「人間性豊かな実践的人材の育成」と「地域への貢献」を掲げ、2017年には、教育・研究・医療・地域貢献の更なる展開を鑑み「文医融合」の人間健康学部を開設、2024年度には、医学部に『メディカルサイエンス』に精通し、多様で高度な医療のニーズに対応できる次世代型臨床検査技師を養成する医療検査学科を設置予定であり、認可されれば文・人間健康・法・経済・商・医学部の6学部14学科と4大学院研究科、18の研究所・センターを有する西日本の総合大学として、学びの領域を広げ、常に発展し続けている。

医学科においては理念「国手の理想は常に仁なり」のもと「時代や社会、

そして地域の多様なニーズに対応できる実践的でヒューマニズムに富む医師を育成すべく、高水準の医療や最先端の研究を推進する人材を育成する」ことを使命とし、本学の3大学修目標を1)「医師や研究者として職責を果たすのに必要な知識と技能を修得する。」2)「患者に寄り添うとともにチーム医療の実践に必要な態度と習慣を身につける。」3)「時代や社会、そして地域の多様なニーズに対応できる人間性と良識を涵養する。」としている。

福岡県内においては、地域や診療科に偏在する医師不足の解消が喫緊の課題であり、本学は平成22年度から福岡県地域枠として5名を増員することにより、地域に根差した優秀な医師を輩出し、福岡県の地域医療に貢献してきたと自負しているが、依然として医師不足は解消されていない。

教育水準の維持・向上と適切な環境の整備を図りつつ、入学希望者を受け入れ、社会や地域に求められる人材を育成・輩出することが高等教育機関としての責務と考える。

上記に述べたような社会的要請に応えるためにも入学定員及び収容定員の増員を必要とする。

3 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

(1) 教育課程の変更

この度の医学部における入学定員及び収容定員の増員に伴う教育課程の変 更は行わないが、本学の教育理念のもと、開学以降、継続的な教育課程の整備 と充実を図ってきた。

2015年にカリキュラムの改変を行い、臨床実習を56週から74週へ、講義時間を70分から50分へ、第3学年にRMCP(約6週間の研究室配属:短期海外留学を含む)を導入した。評価に関しては、第2学年に基礎医学CBT、第3学年に臨床医学CBT、第4学年に総合試験、第5学年に卒試トライアル(第6学年卒業試験と同じ内容)、第6学年に卒業試験を3回行うなど試験を再編するとともに、プロフェッショナリズムを涵養すべく態度評価を組み入れるなどの変更を行ってきた。2017年から、一方的な伝達的受動的授業ではなく、主体的能動的な学修によって多方向性授業を目指すため、第1学年に「協同学習」を開講し、「自分の学びが仲間の役に立つ」、「仲間の学びが自分に役立つ」いわゆる肯定的相互依存による基本姿勢を教育方法として導入し、望ましいチーム医療の実現に向け取り組んできた。また、これまでのカリキュラムの改変に加え、2022年から、第6学年の卒業試験を2回とし、第5学年の卒試トライアルを実力試験も第6学年同様2回実施する変更を行い継続的な学習を促した。その結果として、令和5年に実施された第117回医師国家試験では国家試験新卒100%合格を達成した。

(2) 教育方法及び履修指導方法

医学教育モデル・コア・カリキュラムと卒業時モデル・コア・コンピテンシーを踏まえ、本学独自のカリキュラムを編成し、一般教養・基礎医学・社

会医学・行動科学・臨床医学・医学英語などを段階的かつ系統的に学修できる統合型カリキュラムを定めている。

6年間の総合的な到達目標である卒業時コンピテンスは、理念・三大目標・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーとともに、各学年のシラバス冒頭に明示され、その達成を促すため、学年別目標(学修のねらい)を定めている。

基礎医学系は、第1学年と第2学年を中心に学体系を基盤としたらせん型カリキュラムを構築し、第3学年での臓器系統別の臨床医学系につなぎ、第4学年2学期に開始する臨床実習は現場での実地を重視した構成となっている。医療施設や地域医療の体験学習、社会医学・行動科学、実践臨床英語など、複数の学年にまたがる授業科目を強化している。

なお、地域医療に関する久留米大学独自の取り組みとして以下を実施している。

- 1. 地域枠としての意識付けのため入学前に地域枠入学者説明会を実施
- 2. 地域医療連携講座担当教員による定期的な、面談・指導の実施
- 3. 地域医療に関する講演会、特別講義の定期的な実施
- 4. 地域医療サマースクールの実施
- 5. へき地・離島救急医療学会への参加
- 6. 長崎県離島検診への参加
- 7. 九州地域医療教育研究会への参加
- 8. 福岡県地域医療セミナーへの参加
- 9. 福岡県医学会総会(福岡県医師会主催)への参加

4 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生確保の見通し

ア 定員設定の考え方

本定員は福岡県内で医師が不足する診療科において従事する明確な意思を持った者を対象として、平成22年度より臨時的な入学定員5名を設定して学生の選抜を行ってきた。

今なお福岡県内の地域や診療科によっては医師の偏在があり十分ではないことから、引き続き令和5年度まで認可を受けた5名を入学定員とする。

イ 定員充足の見込み及び定員充足の根拠となる客観的なデータの概要 まず、大学全体の平成22年度以降の志願状況をみると、志願者数はここ 数年減少傾向にあるが、安定して2,000人以上の志願者を確保している。

【久留米大学医学部医学科入試実績】

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
志願者数	1,634	1,510	1,680	1,848	2,203	2,245	2,138	2, 188	2,364	2,917
入学者数	115	115	115	115	116	116	116	116	116	117

R 2	R 3	R 4	R5
3, 387	3,110	2,468	2,095
116	116	116	116

次に、今回の地域枠・本学では福岡県特別枠入試として実施してきた志願者総数は試験開始以来 711 名となり、定員に対する平均倍率は 12.9 倍と高いものとなっている。入学者数も平成 31 年度以降は確実に定員を満たすことができている。

【福岡県特別枠入試実績】

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
志願者数	105	30	20	18	34	41	36	64	59	55
入 学 者 数 (合 格 者 数)	5	1	4	0	1	4	3	5	0	5

2	3	4	5	計
92	76	49	32	711
5	5	5	5	48

当初は、一般選抜での選抜を行っており、一定の学力水準は必要としていたため、毎年の受験者の学力差に影響され、確実な確保に至っていなかった。

また、本学の一般選抜の受験生の特徴でもある多浪生の受験が多い(平成31年度入試3浪以上の受験生は全体の41.8%、合格者は40.2%)こともあり、卒業後の9年間の医療従事の制約が、志願および入学の意思決定を迷わせる要因となっていたものと考えられる。

そこで、確実に志願者・入学者を確保するための具体的な対策として、選抜方法を一般選抜から推薦型選抜に変更した。志願者は高校評定平均3.8以上がある高校の推薦を受けた優秀な2浪人生までとなり、他の推薦型選抜と同じ基礎学力試験を受験することにより、合格者については一定水準以上の学力を確保することになった。さらに、令和3年度からは基礎学力試験の基準を満たした場合のみ総合判定を行う2段階選考とし、より基礎的な学力の水準が確保された。面接試験結果も重要視し、福岡県地域枠についての理解や本人の意思を確認することができている。また、令和4年度からは福岡県に対する同意書も出願時の必要書類とした。令和5年度は特に変更はしていない。

なお、推薦型選抜で定員を充足できなかった場合に備え、一般選抜において 追加募集を行うこととし、別枠での受験生の確保を図ることとしている。

【推薦型選抜実績】

○一般 定員 10 名 (平成 27 年度は 7 名)

	/// /C // T º		/3/4 - 1	1 ~ 1	<u>, н</u>	/				
	年 度	27	28	29	30	31	R 2	R3	R 4	R 5
	志願者数	88	90	90	128	104	134	138	81	107
	入学者数 (合格者数)	7	10	10	10	10	10	10	10	9

○地域枠(大学独自枠) 定員 20名(平成 27年度まで 15名)

年度	27	28	29	30	31	R 2	R 3	R 4	R 5
志願者数	96	83	82	116	93	164	174	117	68
入 学 者 数 (合 格 者 数)	15	15	15	15	15	20	20	20	10

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

本学アドミッション委員会で策定された入学者の受入れに係る基本方針のもと、医学科アドミッション検討委員会において入学者受入れの具体的方法や広報活動を審議し決定している。具体的取組は以下のものがあげられる。

・ホームページや広報誌での入試情報等の公開

本学ホームページにて入試に関する情報やイベント情報などを網羅し、受験生や一般の方が利用しやすいよう作成・公開を行っている。

また、予備校などの進学情報誌に情報を掲載し、情報を公開している。

・県内の高校や予備校への訪問活動

各校の進路担当教員を訪問し、入試概要について説明を行っている。

オープンキャンパスの開催

毎年7月に1回、開催している。入試概要の説明、模擬講義、在学生による学生生活紹介や入試合格体験談の発表、個別相談、キャンパスツアー、クリニカルスキル体験などのプログラムを催し、実際に本学を体感して一層興味を深めてもらう機会としている。

2020 年度はオンラインのみ、2021 年度は対面及びオンラインで、2022 ~23 年度は対面及びオンラインで開催した。

また、学園祭開催時に学生主の入試説明会も実施している。

・進学相談会への参加

予備校や企業が主催する進学説明会に教職協同で取組んでおり、積極的に参加し、受験生や保護者へ入試についての説明を行うとともに、質問事項についてアドバイスを行っている。

・大学見学の受入れ

高校や中学からの学校単位での大学見学を随時受入れ、講義体験、施設見学、クリニカルスキル体験などのプログラムを実施し、本学の魅力を紹介している。

年度	27	28	29	30	31	R 2	R3	R 4	R 5
オープンキャンパス 参加者人数	313	287	365	343	231	85	71	123	128
進 学 相 談 会 参 加 回 数 (資料参加含む)	28	33	28	39	38	18	18	19	18

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 員 名 簿

		学	長	0	D	氏	名	等		
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>			年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)		
_	学長	内	ムラ ナオヒサ 村 直尚 和2年1月>		67	医学博士	1, 498	久留米大学学長 就任年月(令和2年1月) 任期満了年月(令和9年12月)		

⁽注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。